

官報

号外

平成二十一年四月二十二日

○第七十二回 参議院會議録第十九号

平成二十一年四月二十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十九号

平成二十一年四月二十二日

午前十時開議

第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件
一、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的

平成二十一年四月二十二日 参議院會議録第十九号

特別委員会設置の件 議事日程追加の件
律案及び消費者安全法案(趣旨説明)

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法

一

な対策を樹立するため、委員二十五名から成る消費者問題に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、本特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

工藤堅太郎君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
高橋 千秋君	徳永 久志君
中村 哲治君	藤本 祐司君
藤原 良信君	松井 孝治君
森 ゆうこ君	柳澤 光美君
石井みどり君	磯崎 陽輔君
岩城 光英君	小池 正勝君
佐藤 信秋君	塚田 一郎君
森 まさこ君	山田 俊男君
草川 昭三君	山本 香苗君
大門実紀史君	近藤 正道君
松下 新平君	

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。野田国務大臣。

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣(野田聖子君) ただいま議題となりました消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、消費者庁設置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社会の複雑化に伴い、消費者問題は複数の省庁にまたがる横断的なものとなっており、縦割り行政では適切に対応することが難しくなっております。近年、生活の身近なところで大きな不安をもたらす数々の消費者問題が生じる中で、国民が安全、安心を実感できるように、我が国の行政の在り方を大きく転換することが求められております。

振り返ってみますと、これまでの行政は、明治以来、各府省庁統制りの仕組みの下で、事業者の保護育成を通じて国民経済の発展を図ってまいりました。こうした中、消費者の利益の擁護及び増進は、あくまで産業振興の間接的、派生的なものとして取り扱われてきたにすぎません。

この法律案は、まさに消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、消費者庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、消費者庁の設置、任務及び所掌事務等

についてであります。

消費者庁は、消費者庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこととしております。

また、消費者庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとしております。

第二は、消費者政策委員会についてであります。

消費者政策委員会は、消費者庁に置かれ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について調査審議や意見具申を行うとともに、法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどることとしております。

また、消費者庁は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から発足することとしております。

続きまして、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、これまで各府省庁統制りの仕組みの下で行われてきた消費者行政について、消費者庁を設置して一元的に推進することが必要であり、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等により、消費者の利益の擁護及び増進等を効果的に図ることができるようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、内閣府設置法その他の行政組織に関する

る法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

最後に、消費者安全法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、消費者の需要はますます多様化し、かつ、高度化しており、これに伴い、多種多様な事故やトラブルが生じるようになってきております。その中には、生命、身体に重篤な被害が生じたものや多額の財産的被害が生じたものも多数含まれており、その被害の回復には困難が伴います。そこで、国、地方公共団体その他の関係者が一体となって消費者の生命、身体、財産の安全の確保に関する総合的な施策を推進し、国民が安全、安心な消費生活を営むことができる社会を実現していくことが喫緊の課題となっております。

このため、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立と、当該情報に基づく適確な法執行の確保を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定するものとしております。

第二に、都道府県及び市町村は、消費生活相談、消費者安全の確保のために必要な情報の収集、提供等の事務を行うこととし、これを行うための施設又は機関として、消費生活センターを都道府県は設置し、市町村は設置するよう努めることとしております。

第三に、行政機関、都道府県、市町村及び国民生活センターは、生命、身体に関する重大事故が

発生した旨の情報を得た場合は、直ちに消費者庁に通知することとする等、消費者庁による情報の集約体制を整備するとともに、消費者庁はこれを分析し、取りまとめ結果の概要を公表することとしております。

第四に、集約した情報を基に、内閣総理大臣は、法律に基づく措置の実施が被害の発生、拡大の防止のため必要と認めるときは、当該措置の実施を関係各大臣に求めることができるようにするとともに、このような法律の対象とならない、いわゆるすき間事案であつて、生命、身体に関する重大事故に係るものについては、自ら事業者に対し必要な措置をとるよう勧告し、また、急迫する危険があるときは、その原因となった商品の譲渡の禁止措置等をとることができるとしてあります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、消費者庁設置法案に対して、消費者政策委員会について、これを消費者庁に設置するものから内閣府に設置するものに改めるとともに、その名称について、消費者委員会に改称すること、また、消費者庁の任務の明確化及び消費者委員会の権限強化に関する一連の修正を行う等を内容とする修正が行われております。

また、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図るとともに、消費者庁設置法案の修正に伴つて必要となる消費者委員会についての所要の修正を行う等を内容とする修正が行われております。

さらに、消費者安全法案については、消費者庁設置法の修正と相まって、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化、強化を図り、より一層の消費者安全を確保するため、消費者委員会が行つた勧告に基づき講

じた措置について内閣総理大臣に報告を求めることができるようにすること等を内容とする修正が行われております。

以上がこれら法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。徳永久志君。

(徳永久志君登壇、拍手)

○徳永久志君 民主党・新緑風会・国民新・日本の徳永久志でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の消費者庁設置関連三法案及びそれら三法案に対する修正案について、麻生総理及び野田消費者行政担当大臣に質問をいたします。

これまでの消費者行政は、各省庁が所管するいわゆる業法によって権限を行使し、事業者を指導、規制することで、その結果として国民、消費者の利益を守るといふ構造となつておりました。しかし、消費者を取り巻く環境が複雑、多様化したことに伴い、これまで行われてきた事業者規制だけでは十分に対応し切れない分野が増えてまいりました。また、縦割り行政の間にすっぱり抜け落ちてしまふ問題も多発しており、今まさに消費者の立場から消費者の目線で行政を監視するための新たな組織が必要になつてきているわけであり

ます。

今回の消費者行政に係る新組織を設置することの目的は、明治以来続いている旧態依然とした縦割り行政に横ぐしを刺し、消費者の目線で行政をチェックし、消費者被害を未然に防ぐとともに、被害の拡大を防止し、さらには実際の被害を救済する仕組みをつくり上げることにあると私はとらえております。その意味では、衆議院において、与野党全会派が一致して消費者庁関連法案を修正

可決したことの意味は非常に大きいものと考えます。衆議院消費者問題に関する特別委員会において精力的な議論を積み重ねてこられた委員各位に對して、心から敬意を表したいと存じます。

そこで、私は、衆議院の議論において積み残された幾つかの課題に絞つて、以下、質問をさせていただきます。

まず第一は、消費者行政を実質的に担う地方の現場に対する国の支援についてであります。

地方自治体は、国の政策に準じ、また地域の社会的状況に応じて消費者関連施策を講じておりますが、三位一体改革とやらの影響で、自治体の消費者行政の予算の合計額はピーク時の平成七年度の二百億円から徐々に削減をされ、平成十九年度には約百八億円となつております。特に、都道府県においては約三分の一になつて現況があります。

また、消費者行政の担当職員においても、平成十四年度の約一万三千人をピークとして、十九年度には約一万人に減少してきています。さらに、全国の消費生活センターは六百か所に満たず、所在地は都市部に偏つております。窓口は相談員が一人のところが多く、その上に他の業務との掛け持ちも多いのが実情であります。

こうした地方の現状を放置したまま中央政府に消費者庁という新しい役所をつくつたとしても、真の消費者目線に立つた行政への転換は絵にかいたもちとなつてしまいます。まずは、地方の消費者行政を充実させることが急務であります。そのためには、非常勤でありながら週五日フルタイムで雇用されている常勤的非常勤職員が相当数を占めている相談員の待遇を改善することが求められます。

そこで私は、現在の自治事務という位置付けから法定受託事務に切り替えることによつて、あるいは自治事務のままでも、義務教育教職員給与の

関連負担のような形で国が相談員の人件費を含む費用を負担するべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

さらには、消費生活センターは、現行の自治体の枠にとらわれることなく、全国的に人口に見合ったバランスの取れた体制整備、人員配置をすることが必要です。同じような消費者相談に対しては、全国津々浦々、どこに住んでいてもすべての国民が同じ対応を受けることができることこそが本当の意味での消費者行政の一元化だと思いますが、総理の見解を求めます。

また、地方の消費者行政を充実させるための地方消費者行政活性化基金が創設されることとなります。この基金の使い道としては、消費生活センターの設置、拡充、消費者相談窓口の設置、機能強化、消費生活相談を担う人材の養成、相談員への研修開催、地域独自の消費者行政活性化の取組の支援などのメニューが示されております。

しかし、自治事務である相談業務そのものの報酬、つまり相談員の人件費本体は支援の対象とはなっており、相談員養成事業でも一般職員は対象外となるなど、かなり使い勝手の悪いものとなっているとの指摘があります。地方の消費者相談窓口の強化のために、この基金は相談員の人件費本体にも使えるようにするなど、弾力性を持たせたものに改める必要があると考えます。総理の答弁を求めます。

また、この地方消費者行政活性化基金は三年間の時限措置とされており、なぜ三年間なのかという問いに対して野田大臣は、三年間は強化期間、三年間で人材を育てることが重要、三年間で消費者行政を地方に根付かせたいと答弁されており、その後も期限を区切る必要がなぜあるのか。恒久的、恒常的な支援こそが今地方の現場では求められているのであります。この基金は三年間に

区切るべきではないと考えますが、総理の見解を伺います。

消費者からアクセスしやすい相談窓口の一本化を実現することも重要な課題であります。例えば、警察や消防のように全国統一の電話番号にすれば、だれもが相談したいと思ったときにすぐに相談することが容易となりますし、行政側も必要な情報を一元的に集約することが可能になります。野田大臣からの明快な答弁を求めます。

次に、商品検査・テストの体制整備であります。消費者からの相談を受け、独立行政法人国民生活センターを始めとした機関において、消費生活用製品を始め様々な商品テストが行われております。ただ、こうした商品検査やテストについても、省庁の縦割り構造のために相互の連携が十分であり、成果の情報共有が全くとっていいほど取られておりません。消費者行政の一元化を強く主張するのであれば、関係機関の機能強化を図るとともに、消費者庁や消費者委員会を中心にしてきちんとした連携体制を構築する必要があると思います。この点の総理の見解を求めます。

次に、消費者委員会についてお尋ねいたします。

衆議院での与野党共同修正によって、政府原案では消費者庁の下部組織に位置付けられ、限られた権限しか持たなかった消費者政策委員会を、消費者委員会に名称を改めて内閣府の組織に位置付け、消費者庁とは同等の立場から独立して監視、権限行使ができることとなりました。この点については、衆議院修正案の重要なポイントであり、大いに評価できるものであります。

特に、自立的に内閣総理大臣に対し勧告に基づく報告徴求をする権限や、各行政機関に対し資料提出要求をする権限が規定されたことは特筆されます。内閣の内に置くのか外に置くのかの違いは

ありますが、民主党が衆議院に提出した消費者権利法案の考え方の大きな柱の一つが修正案に盛り込まれたものと理解をいたします。

ここで大切なことは、消費者委員会がどれだけ良い勧告や建議を行っても、内閣総理大臣や関係行政機関の長がそれにきちんとこたえなければ意味がありません。勧告等を受けた行政機関は、当然のことながら迅速かつ誠実に対応すべきであります。この点、総理より明快な答弁をお願いいたします。

ところで、修正案には、消費者委員会が独自に事業者に対して調査を行う権限については規定されておられません。消費者委員会の独立性、自立性をより明確にするために、委員会独自の立入調査権など、事業者に対する調査権限を規定するべきであると考えます。総理の見解を求めます。

また、消費者委員会の委員長や委員については、そのすべてを民間から登用し、事務局長などの重要な職員も民間から登用することがうたわれています。

この民間登用について、河村官房長官は四月十七日の会見で、いわゆる官僚OBは含まない趣旨の発言をされています。その一方で、野田大臣は四月十六日に開かれた衆議院消費者問題に関する特別委員会、我が党の小川淳也議員の質問に対し、役所OBでも民間で三年ぐらい仕事をされたら民間登用というふうに理解してもよろしいのではないかと答弁をしております。同じ内閣に身を置きながら、官房長官と消費者担当大臣は民間登用に際して大きく意見が食い違っているようであり、大いに評価できるものであります。

この民間登用について、消費者庁のトップである消費者庁長官の人事についてはどのような方針をお持ちでしょうか。野田大臣は衆議院の審議の中で、官民問わずいろいろな候補者から選んでいただく

たいと思っていますと答弁をされています。どのような基準で消費者庁長官を選ぶのか、よもや官僚OBが選任されることはないと思いますが、総理の答弁を求めます。

次に、消費者問題への対応として欠かせない消費者被害の救済策についてお尋ねいたします。

平成二十年度の国民生活白書によれば、平成十九年度の消費者被害額は最大で三兆四千億円、被害件数は二百二十五万七千件に上ると試算されています。この被害額三兆四千億円のうち、本来は被害者に返還されるべきものの大半が返還をされておりません。ところが、政府案ではこの消費者被害の救済策がすっぱり抜け落ちております。

私たち民主党は、消費者被害を救済するために消費者団体訴訟法案を提案をし、適格消費者団体による損害賠償制度の創設を提言いたしました。日ごろから消費者問題にかかわっておられる各種団体や日弁連などは、悪徳業者が集めたいわゆる違法収益を剥奪する仕組みが必要だと主張しており、民主党はそれにこたえる提言をいたしました。政府からは、欧米などの制度を勉強して検討中、だというばかりで、有効な提案はなされておられません。

今回の修正案では、この消費者被害の救済策について、法施行後三年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずるとされており、しかし、結局は、三年間掛けて検討をしてきたがそうした仕組みは困難だとされかねず、更に先送りをされるのではないかと懸念をいたします。消費者被害の大半を占める財産被害を救済する仕組みについては、何らかの提案を必ず行うと約束をいただけないでしょうか。総理の明快な答弁を求めます。

次に、消費生活に関する教育活動についてお尋ねいたします。

消費者安全法案に対する修正案の中では、消費

者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ協力を得るための活動として、消費生活に関する教育活動が、国、地方公共団体の努力義務として追加されました。これは政府案にはなかった項目であり、私たち民主党の主張の中から盛り込まれた重要な提案だと思っております。

昨今の様々な消費者被害は、国民、消費者サイドの知識、情報が事業者に比べ圧倒的に不足しているため、消費者が正確な情報や知識を得られない状態で消費者契約を結んだ結果として起こっている場合が少なくありません。これは消費者行政の本質でもあり、その意味でも消費者教育の充実が欠かせないものと考えます。

今回の修正案の趣旨を受けて、今後、政府はどのような教育活動が必要であり、そのためにどのような施策を考えておられるのか、野田大臣に具体的な答弁を求めます。

私たちは、本院において、国民、消費者の立場から消費者行政のあるべき姿について実りある議論を展開し、数多く残された現実の現場の課題を政府に対して改めて提示をし、引き続き消費者行政の改善と充実を求めてまいりたいと思っております。国民の生活を第一に考え、より実効性のある消費者行政を確立するために、決意を新たに真剣に取り組んでまいりたいことをお誓いをし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 徳永議員から十問いただいたしております。

まず、地方消費者行政の事務の位置付けと国の支援についてのお尋ねがあつております。

国と地方の役割分担につきましては、地方自治体において、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としてきております。消費者生活相談などの事務は、住民に身近な

行政サービスそのものであり、かつ地域住民である消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことを基本とするものであることから、自治事務として位置付けるべきものであると考えております。

国の支援の在り方につきましては、衆議院においても与野党の間で熱心な御審議をいただき、その結果、修正協議において地方消費者行政の強化について合意がなされたものと承知をいたしております。政府といたしましては、国会での御審議や与野党間の合意事項を踏まえ、地方分権の考え方の下、地方消費者行政の支援に取り組んでまいり所存であります。

次に、全国で同じレベルの相談が受けられることの重要性についてのお尋ねもありました。

消費者の安全、安心を確保するためには、全国どこかの地域におきましても消費者のだれもがアクセスしやすい相談窓口のネットワークが整備されていることが望ましい、全くそのとおりだと存じます。一方、特に小規模町村においては、その人口規模や財政事情などから見て消費生活センターの設置が困難であったり、かえって非効率的な場合があると認識をいたしております。

このため、都道府県に造成する基金においては、都道府県センター支所の整備や複数の市町村の連携による広域的な対応など、地域の創意工夫ある取組を柔軟に支援することといたしております。

基金を相談員の人件費本体にも使えるようにすべきとお尋ねがありました。

基金の人件費への活用につきましては、衆議院においても与野党の間で誠に熱心な御審議をいただいたと記憶いたします。その結果、今回の経済危機対策におきまして新たに基金に上積みをし、今後三年程度の集中育成・強化期間に増大する業務に係る人件費など、支援対策を拡充することな

どについて与野党間で合意がなされたものと承知をいたしております。政府としては、国会での御審議や与野党間の合意事項を踏まえ、具体的な制度設計に取り組んでまいり所存であります。

恒久的な地方消費者行政支援についてのお尋ねがありました。

地方の消費者行政は、消費者に身近な最前線にあつて、大変重要なものであると認識をいたしております。これは、集中育成・強化期間後においても何ら変わることはありません。具体的な支援の在り方につきましては、今後、消費者委員会での検討してまいりたいと考えております。

商品検査・テストの体制整備についてのお尋ねもありました。

消費者行政の一元化に向けては、商品検査・テストなどの機能を有する関係機関の機能強化及び連携強化が重要であると認識をいたしております。このため平成二十年度補正予算では、国民生活センターの商品テスト機能の強化のため予算措置を講じたところであります。更なる体制強化については、消費者庁設置法案の衆議院における修正案において、消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとの検討事項が設けられたところであり、これを真摯に受け止め、検討してまいりたいと考えております。

また、関係行政機関の連携強化につきましては、消費者庁や消費者委員会が関係機関に必要な調査を求めるなどの連携協力を図ることとしていたしております。これにより、消費者の安全、安心を確保できるよう、しっかりと体制で取り組んでまいります。

消費者委員会から勧告を受けた行政機関の対応についてのお尋ねもありました。

消費者委員会から行政機関に建議、勧告がなされた場合には、法律に基づいたものであります。

迅速かつ誠実に対応することになると考えております。

消費者委員会に事業者に対する調査権限を規定するべきとの御指摘もありました。

事業者への立入調査は、行政処分などを行う各省庁が実施することといたしております。これに加えて、消費者委員会が独自の調査権限を持つことは二重行政を招くことになると考えており、問題であると考えております。

消費者委員会の委員への民間登用についてのお尋ねがありました。消費者委員会の委員長及び委員はすべて民間から登用いたします。民間の各方面で活躍されており、消費者行政の分野に優れた知見を有する方に消費者委員会の委員として入っていただくことにしております。

消費者庁長官の選任についてのお尋ねがありました。

消費者庁長官の人事につきましては、官民を問わず、広範かつ重要な任務を担う消費者庁のトップとして最もふさわしい方を任命することが必要であると考えております。

最後に、被害者救済制度についてのお尋ねがありました。

消費者が泣き寝入りをしないうで済むよう、被害に遭った消費者を救済する仕組みを充実させることは大変重要だと考えております。このため、今年から国民生活センターで裁判外紛争解決手続を開始するとともに、消費者団体訴訟制度の対象を拡大します。

更なる救済制度につきましては、法の施行後三年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずるといふ附則の趣旨を踏まえ、関係省庁の協力を得つつ消費者庁に、検討を進めたいと考えております。

残余の質問につきましては関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣野田聖子君 まず、消費者からアクセスしやすい相談窓口の一本化についてお尋ねがありました。

政府では、地方の消費生活センター及び国民生活センターを、だれもがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能させることとしております。このため、消費生活相談のための共通の電話番号を設定し、だれもが全国どこからでも同じ番号で消費生活相談が可能となる仕組みを構築いたします。

現在、携帯電話、固定電話、いずれから共通電話番号に掛けた場合であっても、消費者にとって身近な消費生活センターなどにつながるよう、その仕組みを検討しているところであります。消費者にとって利便性があり、消費者被害の拡大防止につながる仕組みとなるよう、十分な検証を行いつつ、各地方公共団体と検討し、運用に向けて準備を進めてまいります。

最後に、消費生活に関する教育活動及び消費者教育の施策についてのお尋ねがありました。

消費者被害の未然防止のため、また消費者が自主的かつ合理的に行動できる主体となるために消費者教育の果たす役割は極めて重要です。政府としては、消費者基本法の基本理念等に基づき、関係省庁連携の下で消費者教育の一層の充実に努めていくこととしておりますが、当面は都道府県に造成した消費者行政活性化のための基金に上積みを行い、地域の消費者教育・啓発事業を支援することとしております。(拍手)

○議長(江田五月君) 岩城光英君。

(岩城光英君登壇、拍手)

○岩城光英君 私は、自由民主党を代表して質問をいたします。

昨年の通常国会で福田総理が、国民本位の行財

政への転換を掲げ、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させると表明されました。消費者庁は、消費者の視点に立った初の行政機関であり、消費者行政の司令塔としての役割が期待されております。

さて、都道府県の消費者行政の予算は、平成七年度の約二百億円をピークとして二十年度には百九億円と、厳しい財政状況を反映して大きく削られてまいりました。消費者と事業者の間には情報の質及び量並びに交渉力等の格差があることは歴然とした事実であり、今後は消費者目線に立った行政対応がより強く求められてくるものと推察しております。

そこで、質問の第一は、消費者教育並びに情報の集約、分析、公表の体制づくりについてであります。

パロマガス湯沸器事故の際にも指摘されたことではありますが、中国産冷凍ギョーザ事件など、過去に消費者問題が拡大し重大事故につながった事実の多くは、役所が入手していた情報をそのまま放置し、若しくは隠していたことや、地方自治体と中央官庁との連携が十分になされなかったなど、情報が適正に処理されなかったことが原因であると考えられます。その意味では、行政側の意識改善が特に肝要です。同じ省内で意思疎通を欠いたり、縦割り行政の欠陥が指摘されたりすることがあってはなりません。また、今後、消費者センターに寄せられる情報だけでなく、警察や消防、病院などに寄せられる情報を消費者庁に集約していくための関連機関の体制も整えていかなければなりません。

行政の意識改革が必要であることに加え、一方では、消費者が自ら考え災難を回避する、言わば自立した消費者となることも今後一層重要になってくるものと考えます。

我が党では、消費者教育推進のため、学校や地域等における消費者教育の重要性にかんがみ、昨秋にワーキングチームを立ち上げ、検討を行ってまいったところでありますが、政府における消費者教育の充実強化のための方策についてのお考えを伺います。

また、消費者行政を十分に機能させるためには、滞りなく情報の収集、伝達を行い、迅速な対応を取ることが必要です。消費者安全法案においても、消費者事故等に関する情報の集約等の条項が設けられており、その実効性を確保するための体制が求められております。

そこで、情報の集約、分析、公表に至る体制整備を確実に図っていただくべく、総理の御所見をお伺いいたします。

質問の第二は、消費者行政の執行と監視体制についてであります。

この度の法案では、内閣府に消費者行政の司令塔となる消費者庁を設置するとともに、従来から問題とされてきたすき間事案に的確に対応するため、内閣総理大臣が事業者に対して是正措置をとるよう勧告し、販売停止などを命令することができるようとなっております。まさに、政府の責任において生活者の立場を考慮して消費者行政に取り組むということでありあります。

衆議院における修正で、消費者委員会は監視機能を確保し、その機能を高めるという意味から、内閣府に設置することとされたのは、その独立性を保ち、監視体制を確立する意味からも評価するところであります。政府としては消費者行政の執行とその監視体制について万全を期していただきたいと考えますが、総理の御決意をお伺いいたします。

第三は、消費生活センターについてであります。

消費者がまず最初に相談に訪れるセンターをいかに相談しやすく使い勝手の良い組織にするか

が、国民の側に立った消費者行政を行う上で、そのかぎを握っていると言っても過言ではありません。

しかし、平成二十年四月の時点で、週四日以上相談業務を行っている消費者生活センターは全国におよそ五百八十六か所ありますが、市区町村の四分の三が未設置であります。しかも、その所在地は都市部に偏っており、郡部には二十七か所しかありません。これは恐らく市区町村の財政状況によるところが大きいのではないかと考えられます。したがって、地域の実情に配慮し、都道府県が市町村の消費者行政を補完することを含め、全国で同じレベルの相談を受けられるようにすることが肝要だと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

一方、消費生活相談員のうち年収百五十万円未満の方が約三五％であり、その身分保障や待遇改善が必要と回答している相談員がほぼ五〇％であるという現実を直視し、政府は地方の消費者行政の充実に万全を期していく必要があります。

衆議院の消費者問題に関する特別委員会においては、今後三年程度の集中育成・強化期間を定め、増大する業務に係る人件費などの拡充、地方への手厚い交付金配分の実施、相談員の処遇改善などが合意されております。この点について、週明けにも提出される予定と伺っております平成二十一年度補正予算において、具体的にどのような考え方を持っておられるのか、お尋ねいたします。

また、三年の集中育成・強化期間が終わった後も、地方の消費者行政に支障が出ることがないよう、財政的な措置も含め、総理の御所見をお伺いいたします。

第四は、被害者救済制度についてであります。

衆議院においては、不当な収益の剥奪や被害者救済制度について、法施行後三年を目途として検

討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定が追加されております。

しかし、一口に違法収益剥奪と言っても、被害には様々な事案があり、難しいことは十分承知しております。また、制度の目的も、違法行為の抑止を図るのか、個々の消費者の被害回復とするのか、また、そのやり方も、損害を被った消費者の損害賠償権を代表して行使する方法や、行政が主体となり民事訴訟を提起し、違法な収益を剥奪し、消費者に分配したり損害賠償させる方法など、様々な議論があることも存じております。未然防止と救済が消費者行政の両輪であるべきと考えますので、実効性ある救済制度が導入されるよう、総理の意気込みのほどをお伺いいたします。

消費者庁の発足に当たり最も留意すべき点は、魂をどのように入れていくかにあると考えます。消費者中心の行政が更に推進するよう私も努力してまいることが決意し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 岩城議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、情報の集約、分析、公表についてのお尋ねがありました。

消費者事故などに関する情報が一元的に集約、分析され、かつ的確に消費者に提供されることは大変重要であります。このため、消費者庁を創設し、情報の一元的な集約、分析、公表体制を確立することによって消費者の安全、安心を確保できるように、しっかりとした体制で取り組んでまいりたいと考えております。

消費者行政の執行とその監視体制についてのお尋ねがありました。

消費者庁は、消費者に身近な法律を自ら所管し、企画立案、執行を行うとともに、各省庁に対して行政処分を行わせるよう要求を行えるようにいたします。また、いわゆるすき間事案に

対しても対応できるようにしたいと考えております。さらに、消費者委員会は消費者庁を含む消費者行政全般に対する監視体制を持つこととなります。政府としては、こうした消費者庁と消費者委員会の機能を十分に発揮させ、消費者の立場に立った消費者行政に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国で同じレベルの相談が受けられることの重要性についてのお尋ねもありました。

消費者の安全、安心を確保するためには、全国どこかの地域においても消費者のだれもがアクセスしやすい相談窓口のネットワークが整備されていることが望ましいと考えております。一方、特に小規模な市町村においては、その人口規模や財政事情から見て消費者センターの設置が困難であったり、かえって非効率な場合もあると認識をいたしております。このため、都道府県に造成する基金の創設、市町村の連携による広域的な対応など、地域の創意工夫ある取組を柔軟に支援することとしたいと考えております。

平成二十一年度補正予算における地方消費者行政支援についてのお尋ねがありました。

地方の消費者行政に対する財政支援につきましては、先日策定をいたしました経済危機対策においては都道府県の基金の上積みを行うこととしております。また、衆議院の消費者問題に関する特別委員会におきましても、与野党の間で地方消費者行政の強化について合意がなされたものと承知をいたしております。政府といたしましては、国会での御審議や与野党間の合意事項を踏まえ、地方分権の考え方の下、相談員の処遇改善など、地方消費者行政の支援に取り組んでまいれる所存であります。

集中育成・強化期間後の地方消費者行政支援についてのお尋ねがありました。

あつて大変重要なものであると認識をいたしております。とりわけ、消費生活センターの設置や相談員の処遇改善などについては最重要の課題の一つであると考えております。これは、集中育成・強化期間後においても何ら変わることはございません。具体的な支援の在り方につきましては、今後、消費者委員会で検討してまいりたいと考えております。

最後に、被害者救済制度についてのお尋ねがありました。

消費者が泣き寝入りをしないで済むよう、被害に遭った消費者を救済する仕組みを充実させることは重要であります。このため、今年から国民生活センターで裁判外紛争解決手続を開始するとともに、消費者団体訴訟制度の対象を拡大いたします。更なる救済制度につきましては、検討すべき論点も多いことから、消費者庁において諸外国の制度などもよく調査した上、関係省庁の協力を得つつ検討を進めたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕
○国務大臣(野田聖子君) 消費者教育の充実強化についてのお尋ねがございました。

消費者被害の未然防止のため、また消費者が自主的かつ合理的に行動できる主体となるために、消費者教育の果たす役割は極めて重要と考えております。

政府としては、消費者基本法の基本理念等に基づき、関係省庁連携の下で消費者教育の一層の充実に努めてまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 山本香苗君。

〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君 私、公明党を代表し、ただいま議題となりました消費者庁設置関連三法案につき

まして、麻生総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

本法案は、昨年九月に国会に提出されて以降、審議にすら入れない、そういう状態が続いておりますが、今般、衆議院で修正協議が調い、消費者庁設置に向け、与野党が足並みをそろえることができたことは大変喜ばしいことだと思っております。そもそも、消費者の安全を脅かす事件が相次ぐ中、消費者の利益を守らねばならないという点において与野党も野党もありません。参議院におきまして、消費者、国民の安全、安心を確保する消費者行政の実現を目指し、建設的な審議をしてまいりたいと申し上げまして、具体的な質問に入ります。

まず、総理に伺います。

これまで消費者行政においては、例えば医薬品関係は厚労省、食品関係は農水省、金融商品関係は金融庁、家電製品関係は経産省等々、様々な省庁に権限が分散され、縦割り行政の弊害が指摘されてまいりました。今回、消費者庁に消費者行政を一元化するということが、そう簡単なことではございません。本日に縦割り行政の弊害を乗り越えることができるのでしょうか。まず、この点を明確に御答弁いただきたいと思います。

さらに、いわゆるすき間事案はもちろん、所管官庁がはっきりしている事案であっても、対応が生ぬるい場合、消費者庁の対応が問われます。消費者庁が他省庁と対立した場合、消費者庁がどこまで司令塔としての機能を発揮できるのか、総理の具体的かつ明快な御答弁をお願いいたします。次に、消費者委員会について、総理に三点伺います。

衆議院での修正により、消費者政策委員会は消費者委員会となり、消費者庁から分離され、消費者庁と同格の組織として内閣府に設置されることとなりました。総理は消費者委員会の委員を任命

することとなっていますが、どういう手続を経て、どういう委員を、どういった基準で選ぶのでしょうか。これが一点目です。

二点目に、総理の考えの望ましい消費者委員会の在り方、役割とはどのようなものなのか、端的にすばりお答えいただきたいと思ひます。

総理は、消費者庁の事務も消費者委員会の事務も消費者政策担当大臣に掌理させることとなっております。必ずしも妥当な表現かどうかとは思ひますが、要するに監視する機関と監視される機関の両方の事務を消費者政策担当大臣に担わせるわけですから、消費者委員会の独立性という観点から、消費者委員会の運営等どこまで消費者政策担当大臣が関与すべきか、あるいは関与できると総理はお考えなのか。以上三点、明快な答弁をお願いいたします。

引き続き、総理にお伺ひします。

地方消費者行政活性化基金は、与野党合意により、地方消費者センター等の相談員の待遇改善にも充てられるようになりました。この基金については、創設段階から、相談そのものが事業なのであり、何とか相談員の人員費に充てられないかという声が地方から上がっており、私たちも人員費に充てられないかと何度も掛け合つておりましたので、今回の修正を高く評価しております。

たとえ法律が成立しても、地方において人や予算の確保など実施体制が整備されなければ、消費者被害が放置されかねません。また、地方の消費者センターで働く人たちはほとんどが女性の相談員で、公務員ではなく民間人で、給与も公務員より少なく、サービス残業も多く、かなり過酷な仕事です。消費者相談の現場も何らかの視察させていただきましたが、相談員の方たちが担っている仕事は現代社会のセーフティーネットの一つであり、消費者庁の生命線でもあります。

そこで、総理に伺ひます。今後さらに消費者が気軽に相談できる身近な窓口を増やし、拡充するため国の支援を強化する、地方消費者行政活性化基金本体についても三年後も続ける、この点について総理の力強い御決意をお伺ひしたいと思ひます。

次に、情報の収集、分析体制について二点、野田大臣に伺ひます。

今回の法案においては、情報の収集、一元的体制の強化、緊急時の速報体制の構築が明記されています。ここで大事なのは、どういう運用がなされるかということです。具体的な詳細設計はこれからということですが、やるからにはただ単に情報を収集して分析、公表するというのはなく、被害を拡大させない、二度と繰り返さないという意識を持って、具体的に目に見える形で消費者被害や事故減少へとつなげていく体制をつくるべきだと考えますが、野田大臣の御見解はいかがでしょう。

中でも、子供の事故については、大人と違つて親の責任や本人の不注意と個人の責任とされ、予防に取り組む体制がありませんでした。そのため、プールの吸排水口に吸ひ込まれたり、学校の屋上の天窓から転落して子供が亡くなる事故が繰り返して起きています。

昨年、日本学術会議の臨床医学委員会出生・発達分科会が事故による子どもの傷害の予防体制を構築するためにという提言をまとめ、公表しました。この提言は、コンニャクゼリーによる窒息死を具体例として挙げ、ただ単に気を付けましょうといった注意喚起や事故概要の発表では同様の事故を防ぐことができないと指摘しています。また、子供の傷害について包括的に対応できる課、例えば消費者庁など政府内に子ども安全対策課を設置することも提案されています。こうした提言も踏まえ、子供の事故情報を収集、分析して公表

するだけではなく、それを確実に予防に結び付ける体制もつくるべきだと考えますが、野田大臣の御所見を伺ひます。

次に、塩谷文部科学大臣に伺ひます。

被害に遭つた消費者を保護するだけでなく、だまされにくい賢い消費者を育てる消費者教育も重要です。それも一人や二人が知識を身に付ければいいというものではなく、多くの国民、消費者が被害に遭わない力、だまされない力を備えていかねばなりません。といいますのも、多くの国民、消費者がそういう力を持つて初めて業者にモラルを促す効果が生まれてくるからです。

現在、様々な形で消費者教育が行われていますが、必ずしも体系的なものではありません。現代社会を生き抜く力としての消費者教育を明確に学習指導要領に位置付けるべきだと考えますが、塩谷大臣のお考えを伺ひます。

最後に、被害者救済について野田大臣に伺ひます。

附則に、本法案施行後三年をめどとして被害者救済制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずることが明記されました。制度導入の必要性については疑いの余地はありません。早急に検討に着手すべきだと考えますが、野田大臣の御見解をお伺ひします。

以上、総理並びに関係大臣の明確かつ具体的な答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 山本議員の質問にお答えをいたします。

まず、縦割り行政の弊害の打破についてのお尋ねがありました。

消費者庁は内閣総理大臣の指揮監督の下に置かれる機関であり、内閣総理大臣のリーダーシップが発揮しやすい組織となっておりますのは御存じのとおりです。

関係各大臣が消費者庁と緊密に連携し、協力すべきことはもとよりのことですが、必要があれば総理大臣自ら各省庁を主導し、縦割り行政の弊害を乗り越えていかなければならないと考えております。

消費者庁の司令塔機能の発揮についてのお尋ねがありました。

消費者安全法案では、消費者庁の主任の大臣であります内閣総理大臣は、関係各大臣に対して必要な措置の実施を求めることができると定めております。他省庁の対応が適切でない場合には、こうした権限を発動することによって消費者庁として司令塔機能を十分に発揮していくことができると考えております。

消費者委員会の委員の選定についてのお尋ねもありました。

消費者委員会の委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に關して、優れた識見を有する方々のうちから、内閣総理大臣が任命することとされております。人選に当たりましては、この基準に照らして厳正に判断をいたしていかねばならぬと考えております。また、衆議院の附帯決議を受けまして、消費者委員会の委員はすべて民間から登用することといたしております。

消費者委員会の在り方と役割についてのお尋ねがございました。

消費者委員会は消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みでありまして、かつ消費者行政全般に対する監視機能を持ちつつ独立した第三者機関であります。消費者委員会はこの機能を積極的に行使し、かつ行政の在り方を消費者重視に大きく転換をしていく突破口となることを期待をいたしておるところであります。

消費者政策担当大臣と消費者委員会との関係についてのお尋ねがありました。

消費者委員会は消費者庁から独立した総理大臣直属の組織であり、委員の職権行使の独立性を規定をいたしております。担当大臣は、消費者委員会が独立した機関であるということを重く受け止めて消費者委員会を支援してまいらなければならぬと考えております。

最後に、国の支援の強化や三年後の支援についてのお尋ねがありました。

地方の消費者行政は、消費者に身近な最前線にあつて大変重要なものであると認識をいたしております。とりわけ、消費生活センターの設置や相談員の処遇改善につきましては重要な課題の一つであると考えております。

政府といたしましては、国会での御審議と野党間の合意事項を踏まえて、地方分権の考え方の下、地方消費者行政の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方消費者行政の重要性は、集中育成・強化期間後におきましても何ら変わることはありません。具体的な支援の在り方につきましては、今後、消費者委員会で検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣野田聖子君 ます、実効性ある運用体制づくりについてお尋ねがありました。

消費者庁関連法案においては、消費者事故情報の一元的な収集、分析や公表に関する所要の規定のほか、被害の発生、拡大の防止のため、必要がある場合には、内閣総理大臣が関係大臣に法律に基づく措置の速やかな実施を求めることができること、他の法律の規定に基づく措置がない場合で重大消費者被害の発生、拡大の防止を図るために必要な場合には、事業者に必要な措置をとるよう勧告することができることや、食品、製品等の安全基準の策定、変更に際して所管省庁から消費者

庁が協議を受けることなどが規定されております。こうした権限が適時適切に行使され、その実効を上げ、消費者被害の減少へとつながっていくよう、有為な人材の登用、関係機関との連携強化等の準備をしっかりと進めてまいります。

次に、子供の事故予防に関するお尋ねがございました。

ゼロ歳を除く子供の死因の第一位は不慮の事故であります。事故原因を詳細に究明し、新たな事故を発生させない方策を見出していくことは極めて重要な課題であると認識しております。消費者庁の発足に向けては、事故情報の一元化を図るとともに、適切に原因究明が行われる体制を整備することとしております。子供の事故予防については、日本学術会議などからも御提言がなされていると承知しており、専門家の御意見等も伺いながら体制整備を図ってまいります。

最後に、被害者救済制度についてのお尋ねがございました。

消費者庁は、消費者被害の未然防止及び拡大防止に加えて被害者救済の体制を強化するものです。少額多数の被害が発生するという特徴のある消費者被害では、費用及び労力の見合いから個々の消費者が自ら訴えを提起することを断念しがちである一方、違法な行為をした者に多額の利得が残ることになりかねないという問題があります。こうした問題に対処して実効的な被害者救済の仕組みを充実していくことも消費者庁の重要な課題と認識しております。

内閣府では、消費者庁の創設に先立って関連する国内外の諸制度の調査、研究に着手しており、消費者庁ではその成果も踏まえつつ検討してまいります。(拍手)

(国務大臣塩谷立君登壇、拍手)

○国務大臣塩谷立君 山本議員から消費者教育についてお尋ねがありました。

持つて行動できるようにするためには、消費者教育が重要であると考えております。

このため、小中高等学校の学習指導要領には、消費者生活や消費者問題について、児童生徒の発達段階に応じた内容を関係する各教科、特に社会科、家庭科において示してきたところでございますが、昨年は小中学校、そして今年は高等学校の新たな学習指導要領を改訂したわけでございますが、例えば中学校の社会科では、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政について新たに設けました。また、高等学校の家庭科においても、消費生活と生涯を通じた経済の計画というような、新しくこの消費者教育について加えたところでございまして、より一層の充実を図ったところでございます。

今後とも、各学校において消費者教育がしっかりと実施されるよう努めてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田村耕太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田村耕太郎君登壇、拍手)

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路整備費の財源として、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金

額を原則として道路整備費に充当する、いわゆる道路特定財源措置を平成二十一年度から廃止する等の改正を行うものであります。

なお、衆議院において、施行期日を本年四月一日から公布の日に改めるとともに、道路整備事業の実施の在り方について検討すべきとの規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、道路特定財源及びその一般財源化の意義、評価、道路特定財源の一般財源化が今後の道路整備、とりわけ地方の道路整備に及ぼす影響、道路特定財源の一般財源化に伴う自動車関係諸税の在り方、新設された地域活力基盤創出交付金の位置付けと運用の在り方、道路事業の効果を測定するための費用便益分析において、地域の実情を踏まえた総合的評価を加味する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、改革クラブの大江委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百十九
反対 九
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには、我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、資源生産性の向上に向けた取組への支援、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん制度の創設、オープンイノベーションを促進する事業活動に対し資金供給等を行う株式会社産業革新機構の創設、中小企業が第二会社方式により事業の再生を図る取組に対する支援等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、資源生産性革新計画を中小企業も活用できるよう支援すべきであること、株式会社産業革新機構における目利き人材の確保と積極的

活用が必要であること、中小企業承継事業再生計画が人員整理に利用されることがないよう配慮すべきであること等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百十五
反対 十四
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長長平野達男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔平野達男君登壇、拍手〕

○平野達男君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく罰則を適用する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者遠藤利明衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十九
反対 〇
よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

出席者は左のとおり。

議員	出席者
山下 芳生君	風間 直樹君
舟山 康江君	植松恵美子君
紙 智子君	川崎 稔君
大島九州男君	水戸 将史君
仁比 聡平君	松野 信夫君
青木 愛君	藤谷 光信君
加賀谷 健君	井上 哲士君
大門実紀史君	津田弥太郎君
犬塚 直史君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
市田 忠義君	小池 晃君
岩本 司君	樺葉賀津也君
藤田 幸久君	ヱルキンマルティン君
佐藤 公治君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君
一川 保夫君	増子 輝彦君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
谷 博之君	石井 一君
田名部匡省君	大石 正光君
前田 武志君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	北澤 俊美君
峰崎 直樹君	中谷 智司君
松浦 大悟君	平山 幸司君
梅村 聡君	友近 聡朗君
徳永 久志君	川合 孝典君
米長 晴信君	牧山ひろえ君
金子 恵美君	行田 邦子君
相原久美子君	藤原 良信君
大河原雅子君	谷岡 郁子君
田中 康夫君	武内 則男君
白 眞勲君	大久保 勉君
前川 清成君	島田智哉子君

尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	蓮 舫君
大石 尚子君	下田 敦子君
今野 東君	水岡 俊一君
芝 博一君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
神本美恵子君	藤原 正司君
山根 隆治君	小川 勝也君
池口 修次君	福山 哲郎君
平野 達男君	辻 泰弘君
円より子君	直嶋 正行君
長浜 博行君	家西 悟君
西岡 武夫君	築瀬 進君
興石 東君	平田 健二君
広中和歌子君	吉川 沙織君
外山 斎君	川田 龍平君
松下 新平君	大江 康弘君
大久保潔重君	森田 高君
田中 直紀君	糸数 慶子君
渡辺 秀央君	荒井 広幸君
姫井由美子君	轟木 利治君
横峯 良郎君	亀井亜紀子君
山田 俊男君	中山 恭子君
林 久美子君	広田 一君
室井 邦彦君	川上 義博君
長谷川憲正君	丸山 和也君
長谷川大紋君	島尻安伊子君
鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君
主濱 了君	松岡 徹君
自見庄三郎君	中川 義雄君
岸 宏一君	加治屋義人君
森 ゆうこ君	大塚 耕平君
松井 孝治君	鈴木 寛君
亀井 郁夫君	木村 仁君
林 芳正君	山本 一太君
工藤堅太郎君	高嶋 良充君

小川 敏夫君	郡司 彰君
櫻井 充君	藤井 孝男君
若林 正俊君	松田 岩夫君
松村 祥史君	野村 哲郎君
末松 信介君	中村 博彦君
岡田 直樹君	岸 信夫君
義家 弘介君	塚田 一郎君
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君
石井みどり君	石井 準一君
西田 昌司君	牧野たかお君
関口 昌一君	山本 順三君
小池 正勝君	坂本由紀子君
神取 忍君	荻原 健司君
中川 雅治君	小泉 昭男君
山谷えり子君	鶴保 庸介君
西島 英利君	椎名 一保君
秋元 司君	北川イツセイ君
水落 敏栄君	松山 政司君
岩城 光英君	衛藤 晟一君
脇 雅史君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	松村 龍二君
伊達 忠一君	吉田 博美君
青木 幹雄君	泉 信也君
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君
谷川 秀善君	佐藤 昭郎君
矢野 哲朗君	溝手 顕正君
南野知恵子君	浮島とも子君
谷合 正明君	山内 徳信君
森 まさこ君	西田 実仁君
山本 博司君	近藤 正道君
佐藤 正久君	古川 俊治君
鰐淵 洋子君	浜田 昌良君
又市 征治君	川口 順子君
二之湯 智君	河合 常則君
山本 香苗君	澤 雄二君
洲上 貞雄君	福島みずほ君

愛知 治郎君	岡田 広君
田村耕太郎君	有村 治子君
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君
加藤 修一君	松 あきら君
橋本 聖子君	岩永 浩美君
市川 一朗君	浅野 勝人君
風間 昶君	荒木 清寛君
山下 栄一君	弘友 和夫君
山内 俊夫君	木庭健太郎君
白浜 一良君	草川 昭三君
山口那津男君	浜四津敏子君

内閣総理大臣 麻生 太郎君

文部科学大臣 塩谷 立君

農林水産大臣 石破 茂君

経済産業大臣 二階 俊博君

国土交通大臣 金子 一義君

国務大臣 野田 聖子君

内閣官房副長官 松本 純君

内閣官房副長官 増原 義剛君

内閣府副大臣 増原 義剛君

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 石井みどり君 補欠 外添 要一君

外交防衛委員

辞任 木庭健太郎君 補欠 山口那津男君

厚生労働委員

辞任 山口那津男君 補欠 木庭健太郎君

外添 要一君 補欠 石井みどり君

決算委員

辞任 大久保潔重君 補欠 川崎 稔君

金子 恵美君 大島九州男君

議院運営委員

辞任 大島九州男君 補欠 金子 恵美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 武内 則男君 補欠 加賀谷 健君

同日議員から次の議案が提出された。

水俣病被害の救済に関する特別措置法案(松野信夫君外五名発議)(参第一六号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(衆第一八号)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(衆第一九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

消防法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

消費者庁設置法案(第百七十回国会閣法第一号、衆議院継続審査)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会閣法第二号、衆議院継続審査)

消費者安全法案(第百七十回国会閣法第三号、衆議院継続審査)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(厚生労働委員長提出)(衆第一八号)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

(厚生労働委員長提出)(衆第一九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(長勢甚遠君外九名提出)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

(長妻昭君外六名提出)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 第三海兵機動展開部隊の要員及びそ

の家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)の審査に資するための現地視察及び意見交換

一、派遣委員

榎葉賀津也 白 眞勲

木村 仁 風間 直樹

広中和歌子 佐藤 正久

島尻安伊子 木庭健太郎

井上 哲士 山内 徳信

一、派遣地 沖縄県

一、期間 四月二十日 一日間

一、費用 概算九二八、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成二十一年四月十七日

参議院議長 江田 五月殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国土交通省の公用車運行業務に対する労働者派遣法違反による是正指導に関する質問主意書

(大久保勉君提出)(第一三九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出防衛省改革・組織改編における文民統制の考え方に関する質問に対する答弁書(第二一〇号)

参議院議員藤末健三君提出教科書検定手続きの透明化に関する質問に対する答弁書(第二一一号)

参議院議員藤末健三君提出我が国の教科書の充実に係る質問に対する答弁書(第二一二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律

議長報告事項

平成二十一年四月二十二日 参議院会議録第十九号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

電波法及び放送法の一部を改正する法律

土壌汚染対策法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 平田 健二君 補欠 広田 一君

法務委員

辞任 松野 信夫君 補欠 大石 尚子君

文科学委員

辞任 大石 尚子君 補欠 松野 信夫君

厚生労働委員

辞任 梅村 聡君 補欠 金子 恵美君

農林水産委員

辞任 金子 恵美君 補欠 梅村 聡君

国土交通委員

辞任 広田 一君 補欠 平田 健二君

予算委員

辞任 福島みずほ君 補欠 又市 征治君

決算委員

辞任 大島九州男君 補欠 金子 恵美君

川崎 稔君 大久保潔重君

又市 征治君 福島みずほ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 加賀谷 健君 補欠 武内 則男君

川合 孝典君 森木 利治君

同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外五名発議)(参第一〇号)

法務委員会に付託

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(鈴木寛君外六名発議)(参第七号)

文科学委員会に付託

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外八名発議)(参第八号)

厚生労働委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

内閣委員会に付託

一一

消防法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)
 総務委員会に付託
 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)
 農林水産委員会に付託
 同日議員から次の質問主意書が提出された。
 中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する再質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第一四〇号)
 メガソーラーに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一四一号)
 追加経済対策に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一四二号)
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 障害の範囲見直しと支給決定に関する質問主意書(谷博之君提出)(第一二八号)
 学校芸術鑑賞教室に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第一二九号)
 「裁判員制度」の開始に先立つての質問主意書(前川清成君提出)(第一三〇号)
 憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一三二号)
 弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一三二二号)
 任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問主意書(前川清成君提出)(第一三三三号)
 国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第一三四号)
 イレッサの副作用被害問題などに関する質問主意書(小池晃君提出)(第一三五号)
 白リン弾の使用禁止に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一三六号)
 汚染者負担原則に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三七号)

裁判官の非行と報酬等に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第一三八号)
 昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 内閣委員
 総務委員
 法務委員
 外交防衛委員
 財政金融委員
 文教科科学委員
 厚生労働委員
 農林水産委員
 経済産業委員
 辞任
 徳永 久志君
 廣田 一君
 大石 尚子君
 山口那津男君
 藤田 幸久君
 島尻安伊子君
 木庭健太郎君
 水戸 将史君
 松野 信夫君
 大石 尚子君
 山口那津男君
 補欠
 木俣 佳丈君
 平田 健二君
 松野 信夫君
 木庭健太郎君
 水戸 将史君
 信夫君
 山口那津男君
 藤田 幸久君
 大石 尚子君
 松野 信夫君
 梅村 聡君
 金子 恵美君
 森田 高君
 信夫君
 島尻安伊子君
 補欠
 金子 恵美君
 徳永 久志君
 木俣 佳丈君

国土交通委員
 辞任
 川崎 稔君
 平田 健二君
 森田 高君
 廣田 一君
 補欠
 又市 征治君
 福島みずほ君
 又市 征治君
 補欠
 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 沖縄及び北方問題に関する特別委員
 辞任
 草川 昭三君
 西田 実仁君
 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 国民生活・経済に関する調査会委員
 辞任
 鈴木 寛君
 森木 利治君
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)
 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二二二号)
 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三三三号)
 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
 水俣病被害の救済に関する特別措置法案(松野信夫君外五名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
 不正競争防止法の一部を改正する法律案
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書
 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書
 同日議員から次の質問主意書が提出された。
 裁判員裁判の裁判員選任において許容される質問等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一四三三号)
 同日内閣から次の答弁書を受領した。
 参議院議員藤末健三君提出雇用保険の受給期間の延長に関する質問に対する答弁書(第一二二三号)
 参議院議員藤末健三君提出年金の相談窓口の強化に関する質問に対する答弁書(第一二四四号)
 参議院議員福島みずほ君提出深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問に対する答弁書(第一二五五号)
 参議院議員柳澤光美君提出インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問に対する答弁書(第一二六六号)
 参議院議員井上哲士君提出米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問に対する答弁書(第一二七七号)
 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 不正競争防止法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の
規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成
二十年一月一日から同年十二月三十一日までの
間における同法の施行状況の報告を受領した。
同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止
法第三十六条の規定に基づく平成二十年団体規制
状況の年次報告を受領した。

審査報告書

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月二十一日

国土交通委員長 田村耕太郎
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、道路整備費の財源の特例措置に
関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等
に相当する金額を原則として道路整備費に充当
する措置を平成二十一年度から廃止する等の措
置を講じようとするものであり、おおむね妥当
な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期す
べきである。

一、道路特定財源の一般財源化に当たっては、真

に必要な道路整備は引き続き推進する観点か
ら、費用便益分析による評価結果の適切な活用
等により道路整備事業の効率的かつ効果的な執
行に努めること。その際、地方における道路整
備については、地域の活性化や安全・安心の確
保など地域にもたらされる効果についても十分
に考慮すること。
また、地域住民等に対して十分な情報公開・
開示を行うなど事業の透明性を一層確保するこ
と。

二、道路特定財源の一般財源化後の暫定税率を始
めとする自動車関係諸税の在り方については、
納税者の理解が得られるものとなるよう、引き
続き検討すること。

三、道路関係業務の執行に不適切な支出が行
われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底
したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の
見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業
特別会計の道路整備勘定が不適切な支出となら
ないよう、その透明性の確保に努めること。

四、道路整備における国と地方公共団体との役割
分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財
政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方に
ついて検討を行い、必要があると認めるとき
は、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
右決議する。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十一年四月三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

(小字及び一は衆議院修正)

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律等の一部を改正する法律案

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律等の一部を改正する法律

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律の一部改正)

第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措
置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「道路整備費の財源に関する」を「道
路の改築に関する国の負担又は補助の割合の」
に改め、「道路整備事業」の下に「道路の新設、
改築、維持及び修繕に関する事業をいう。」を
加える。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条と
する。

第五条を削る。

第六条第二項第三号を削り、同条を第三条と
する。

第七条第一項中「機構法」を「独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六
年法律第百号。以下「機構法」という。)」に改
め、同条第二項中「会社法」を「高速道路株式会
社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定
する会社(以下この条において単に「会社」とい
う。)」に改め、「行っている高速道路」の下に
「(高速道路株式会社法第二条第二項に規定する
高速道路をいう。以下この条において同じ。)」
を加え、「この条」を「この項及び第四項」に改
め、同条第四項第一号中「高速道路料金」の下に
「(同号に規定する料金をいう。第十項第二号に
おいて同じ。)」を加え、同条に次の一項を加え
る。

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事
業」とは、次に掲げる事業又は事務であつ
て、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路(高
速道路を除く。)とを連結する部分で国土交
通省令で定めるものの整備に関する事業
(これに附帯する高速道路の車線の増設に
関する事業その他の事業を含む。)であつ
て、高速道路の通行者及び利用者の利便の
増進のため必要と認められるもの
二 高速道路の区間を限った特別な高速道路
料金の額の設定(機構法第十三条第一項第
七号に規定する徴収期間を通じた高速道路
料金の額の合計額を減少させることにより
高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減
を図るものに限る。)であつて、当該高速道
路を含む道路の自動車交通の円滑化のため
必要と認められるもの
第七条を第四条とし、第八条を第五条とす
る。

附則第三項中「第七条第二項第三号」を「第四
条第二項第三号」に改める。

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の
特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 成田国際空港周辺整備のための国の財政
上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律
第七号)の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路整備事業に係る国の財
政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法
律第三十四号)第二条第一項第二号又は第三号
に掲げる道路」を「一般国道(道路法第五条第一
項の規定による一般国道をいう。)(又は主要な
県道(同法第七条第一項の規定による県道をい
う。)(若しくは市町村道(同法第八条第一項の規
定による市町村道をいう。))として政令で定める
もの」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律
第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項中「道路整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十
三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げ

平成二十一年四月二十二日 参議院会議録第十九号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 我が国における産業活動の革新等
を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案 一四

る道路を「道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第三条第一号若しくは第二号の高速自動車国道若しくは一般国道又は主要な同条第三号若しくは第四号の都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるもの」に改め、同条第七項第六号中「(昭和二十七年法律第百八十号)」を削る。

第二百一条第二項第一号中「イを削り、ロをイとし、ハからヌまでをロからリまでとする。」

第二百二条の二を削る。

第二百三条第二項中「(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)」を削る。

附則第五十条第二項中「第二百一条第二項第一号ロを「第二百一条第二項第一号イに、「同号ト」を「同号ヘ」に、「交付」を「道路整備事業」に、「交付」を「道路整備事業」に改め、「ものを」の下に「除く。」を加え、同条第十項、第十二項及び第十四項中「第二百一条第二項第一号ト」を「第二百一条第二項第一号ヘ」に、「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

附則第五十条の二第一項中「第六条第一項を「(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第一項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第六条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第六項中「交付」を「道路整備事業」に、「交付及び同法第六条第三項」を「道路整備事業(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第三項)に改め、「貸付け」の下に「除く。」を加える。

附 則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日平成二十一年四月一日から施行する。
し、平成二十一年四月一日から適用する。

(検討)

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十年度以前年度の歳出予算に係る地方道路整備臨時交付金で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第二項の規定により決定された資金の貸付け及びその償還については、なお従前の例による。
(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表道路の項に規定する事業についての平成二十年度以前年度の歳出予算に係る国の負担金、補助金又は交付金で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百九十八条第三項に規定する道路の整備に関する事業で平成二十年度以前年度の国が施行したもの、平成二十年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた同項に規定する道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付け並びに平成二十年度以前年度の歳出

予算に係る当該経費の交付及び資金の貸付けで平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの経理については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 国税収納金整理資金に関する法律の一部改正
七
第六条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」を削る。

第七条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の表道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の項中「第四条」を「第二条」に改める。

審査報告書

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月二十一日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国

の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、事業者が行う資源生産性の向上に向けた取組への支援、自らの経営資源以外の経営資源を効果的に活用する事業活動に対し資金供給等を行う組織の創設、事業者等が共同で行った研究成果の実用化を促進するため技術研究組合から株式会社組織へ変更することを可能とする制度の創設、国有の特許権等の低廉な価格での許諾を可能とする制度の創設等の措置を講じるとともに、我が国の産業活力の再生を確実なものとするため、中小企業者その他の事業者が事業を承継してその事業の再生を図る取組を支援する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十一年度財政投融資特別会計予算投資勘定に株式会社産業革新機構(仮称)出資金として四百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、国際経済の急激かつ構造的な変化に対し、経営資源の一層の効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であることにかんがみ、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫の損失補てん制度に基づく指定金融機関による企業への出資に関しては、当該制度が公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、出資の前提となる事業計画認定の具体的な基準及び手続を早急に定めること。なお、その運用に当たっては、公正性及び透明性を確保しつつ、安易な企業救済とならないよう配慮すること。

二 事業者による認定事業計画の実施がその雇用する労働者に多大な影響を与えるおそれがあることにかんがみ、主務大臣が事業計画を認定するに当たっては、計画が労働組合等との十分な協議を経て作成される等、事業者が従業者の理解及び協力を得るために必要な十分な話し合いを行ったかについて、確認するよう努めること。

三 中小企業承継事業再生計画については、認定の対象となる中小企業者の債務等の基準を基本指針等において明確にするとともに、運用においては要件だけでなく、業態の特性や企業固有の事情等を勘案すること。

四 中小企業承継事業再生計画においては、不採算部門が恣意的に選定され、労働者の切捨てが行われることがないようにすること。また、第二会社に移行する従業者の労働条件が不当に切り下げられることのないよう、計画の作成に当たっては、特定中小企業者が労働組合等と協議により十分な話し合いを行うとともに、中小企業再生支援協議会の助言を受けること等を要件とすること。

右決議する。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化

第一節 事業活動の計画(第五条―第十三条)

第二節 設備導入の計画(第十四条―第十七条)

第三節 特例措置等(第十八条―第三十条)

第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則(第三十条の二―第三十条の七)

第二節 設立(第三十条の八―第三十条の十三)

第三節 管理

第一款 取締役等(第三十条の十四・第三十条の十五)

第二款 産業革新委員会(第三十条の十六―第三十条の二十一)

第三款 定款の変更(第三十条の二十二)

第四節 業務

第一款 業務の範囲(第三十条の二十三)

第二款 支援基準(第三十条の二十四)

第三款 業務の実施(第三十条の二十五―第三十条の二十七)

第五節 国の援助等(第三十条の二十八)

第六節 財務及び会計(第三十条の二十九―第三十条の三十一)

第七節 監督(第三十条の三十二―第三十条の三十四)

第八節 解散等(第三十条の三十五・第三十条の三十六)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第三十九条の二―第三十九条の六)

第三節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)

第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)

第二節 特定通常実施権登録(第五十八条―第七十一条)

第六章 雑則(第七十二条―第七十七条)

第七章 罰則(第七十八条―第八十五条)

附則

第一条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等」に改め、「とともに」の下に、「株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置」を加え、「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものであるための産業活動の革新」に改める。

第二条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「資源生産性」とは、エネルギーの使用又は鉱物資源の使用(エネルギーとしての使用を除く。)が事業者の経済活動に貢献する程度をいう。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項第一号中「変更」の下に「当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。」を加え、同号イ中「譲受け」の下に「若しくは資本の相当程度の増加(外国におけるこれらに相当するものを含む。)」を加え、「(当該事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者(新たに設立される法人を含む。)をいう。以下同じ。)」となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社」を「となる場合に限る。」、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。))又は会社若しくは外国法

人」に改め、同号口中「事業若しくは資産の譲渡を若しくは事業若しくは資産の譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に、「又は会社」を「外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）又は会社若しくは外国法人」に改め、同項第二号ハ中「国内」の下に「若しくは外国」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「関係事業者」とは、事業者（新たに設立される法人を含む。）であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

3 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

第二条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第二十項中「供されるものをいう」の下に「。第三十条の十九第九項及び第三十条の第二十二項第二号において同じ」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条中第十九項を第二十六項とし、第十八項を第二十五項とし、第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十項とし、同項の次に次の三項を加える。

21 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることによ

り、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。

22 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者が承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。

23 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

第二条中第十五項を第十九項とし、第十二項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「及び第二十四条」及び「以下同じ。」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、「知的財産基本法」の下に「（平成十四年法律第二百二十二号）」を加え、「第十六条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12 この法律において「資源生産性革新設備等」とは、第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の事業活動に必要な設備又は施設（施設にあつては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。）であつて、当該設備又は施設が導入される事業についての資源生産性を主務大臣の定める程度以上に向上させ、又は主務大臣の定める程度以上の高さとすることが見込まれるものをいう。

一 設備と一体的な構造となる施設として主務大臣の定める施設

二 商品又はその原材料、部品若しくは半製品の購入、生産又は販売の効率化に資するこれらの新たな流通の方式の導入に必要な施設

13 この法律において「資源制約対応製品生産設備」とは、次に掲げるものの生産に専ら使用される設備をいう。

一 資源制約対応製品（資源の利用の制約による経済構造の変化に対応するために事業者が行う新たな市場の開拓に特に寄与することが見込まれる機器、装置又は設備として主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

二 専用部品等（資源制約対応製品の一部として使用され、かつ、当該資源制約対応製品以外の機器、装置又は設備に使用されない半製品、部品又は原材料をいう。以下同じ。）

14 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。

第二条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第二号イからハまで」を「第四項第二号イからハまで」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産

性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの

イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）又は会社の設立による資源生産性の相当程度の向上を図ろうとする事業又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業の開始、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野若しくは方式の変更又は事業活動の効率化

第三条第一項及び第二項第一号中「我が国産業の活力の再生を我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 資源生産性革新に関する次に掲げる事項

イ 資源生産性革新による資源生産性の向

上又はこれにより達成すべき資源生産性の水準に関する目標の設定に関する事項 ロ 資源生産性革新の実施方法に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、資源生産性革新に関する重要事項 第三条第二項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。 七 資源制約対応製品生産設備の導入に関する次に掲げる事項 イ 資源制約対応製品の基準に関する事項 ロ 導入すべき資源制約対応製品生産設備の基準に関する事項 ハ 資源制約対応製品及び専用部品等による新たな市場の開拓に関する事項 二 イからハまでに掲げるもののほか、資源制約対応製品生産設備の導入に関する重要事項 第三条第二項第八号中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の二号を加える。 八 特定事業活動の推進に関する次に掲げる事項 イ 特定事業活動を行う事業者に関する事項 ロ 特定事業活動の推進において株式会社産業革新機構が果たすべき役割に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定事業活動の推進に関する重要事項	九 中小企業承継事業再生に関する次に掲げる事項 イ 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項 ロ 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、中小企業承継事業再生に関する重要事項 第四条第一項中「基本指針」の下に「前条第二項第八号に掲げる事項に係る部分を除く。」を加え、「にある事業分野」を「供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。」にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの」に、「産業の活力の再生を」を「産業活力の再生若しくは産業活動の革新を」に、「産業の活力の再生に関する指針」を「産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針」に改め、同条第二項中「共同事業再編」を「事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新」に、「産業の活力の再生」を「産業活力の再生又は産業活動の革新」に改める。 第二章の章名を次のように改める。 第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化 第二章中第五条の前に次の節名を付する。 第一節 事業活動の計画 第五条第五項中「関係事業者」の下に「及び外国関係法人」を加える。	第六条第一項中「その認定をした」を削り、同条第二項中「関係事業者」の下に「若しくは外国関係法人」を加える。 第七条及び第八条を削る。 第九条第三項第一号中「に資本金等」を「に資本金、資本準備金又は利益準備金(以下「資本金等」という。）」に改め、同条を第七条とする。 第十条第一項中「その認定をした」を削り、同条を第八条とする。 第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第九条とする。 第十四条第一項中「その認定をした」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。 (資源生産性革新計画の認定) 第十一条 事業者は、その実施しようとする資源生産性革新に関する計画(以下「資源生産性革新計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 二 以上の事業者がその資源生産性革新のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して資源生産性革新計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 三 資源生産性革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 資源生産性革新の目標 二 資源生産性革新による資源生産性の向上の程度又はこれにより達成すべき資源生産性の水準を示す指標
三 資源生産性革新の内容及び実施時期 四 資源生産性革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 資源生産性革新に伴う労務に関する事項 六 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該資源生産性革新計画が基本指針(当該資源生産性革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。 二 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。 四 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。 五 当該資源生産性革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。	三 資源生産性革新の内容及び実施時期 四 資源生産性革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 資源生産性革新に伴う労務に関する事項 六 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該資源生産性革新計画が基本指針(当該資源生産性革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。 二 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。 四 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。 五 当該資源生産性革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。	三 資源生産性革新の内容及び実施時期 四 資源生産性革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 資源生産性革新に伴う労務に関する事項 六 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該資源生産性革新計画が基本指針(当該資源生産性革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。 二 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。 四 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。 五 当該資源生産性革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

七 当該資源生産性革新計画に第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業（外国人国際第一種貨物利用運送事業（同法第三十五条第一項の登録を受けて行う事業をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

八 当該資源生産性革新計画に第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業（同法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。）を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に該当する事業につ

いての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第二十二条各号のいずれにも該当せず、かつ、当該事業活動に係る第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合すること。

九 当該資源生産性革新計画に一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、当該事業活動に係る一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

七 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、資源生産性革新計画に外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、その資源生産性革新計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

八 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る資源生産性革新計画の内容を公表するものとする。

（資源生産性革新計画の変更等）

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る資源生産性革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「認定資源生産性革新事業者」という。）は、当該認定に係る資源生産性革新計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

二 主務大臣は、認定資源生産性革新事業者又はその関係事業者が当該認定に係る資源生産性革新計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定資源生産性革新計画」という。）に従つて資源生産性革新のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

三 主務大臣は、認定資源生産性革新計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定資源生産性革新事業者に対して、当該認定資源生産性革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

四 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

五 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の認定に準用する。

第十五条第一項中、「共同事業再編計画について第七条第一項の認定（第八条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合」を削り、「第九条第一項の認定（第十条第一項）を（第七条第一項の認

定（第八条第一項）に改め、「同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画について第十一条第一項の認定（第十二条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又はは」を削り、「第十三条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又はは同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合」を削り、「共同事業再編計画に従つて行おうとする共同事業再編のための措置」及び「技術活用事業革新のための措置又はは」とする技術活用事業革新のための措置又ははを削り、「経営資源融合のための措置」の下に「又は資源生産性革新計画に従つて行おうとする資源生産性革新のための措置」を加え、「共同事業再編に係る特定事業分野」及び「技術活用事業革新に係る業種又はは」を削り、「係る事業の属する事業分野」の下に「又は資源生産性革新に係る業種」を加え、同条第二項中「共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又はは経営資源融合計画」を「経営資源再活用計

画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画に改め、同条第三項中「共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」を「経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画」に、「第十一条第一項の認定又は第十三条第一項の認定」を「又は第十一条第一項の認定」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第二項第四号中「第二条第八項第二号」を「第二条第九項第二号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 設備導入の計画

第十七条第一項中「その認定をした」を削り、同条第三項中「当該事業革新設備導入計画を」「当該認定事業革新設備導入計画」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。

(資源制約対応製品生産設備導入計画の認定)
第十六条 事業者は、その実施しようとする資源制約対応製品生産設備の導入に関する計画(以下「資源制約対応製品生産設備導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 専用部品等を生産する者(当該専用部品等のすべてを自ら生産する資源制約対応製品に使用する者を除く。)は、前項の認定を受けようとするときは、当該認定を受けた資源制約対応製品生産設備導入計画に従って導入しようとする資源制約対応製品生産設備を使用して生産しようとする専用部品等を使用して資

源制約対応製品を生産しようとする者のすべてと共同して、資源制約対応製品生産設備導入計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 資源制約対応製品生産設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資源制約対応製品生産設備の導入の目標
二 導入しようとする資源制約対応製品生産設備に係る資源制約対応製品の種類

三 導入しようとする資源制約対応製品生産設備の内容及び導入時期

四 資源制約対応製品生産設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

五 導入しようとする資源制約対応製品生産設備を使用して生産しようとするものの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 資源制約対応製品 当該資源制約対応製品の生産及び販売の計画

ロ 専用部品等 当該専用部品等の種類並びに生産及び販売の計画並びに当該専用部品等が使用される資源制約対応製品の生産及び販売の計画

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源制約対応製品生産設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該資源制約対応製品生産設備導入計画が基本指針(当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品又は専用部品等を生産する事業について第四条第

一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

二 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備を使用して生産されるものの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める生産及び販売が当該資源制約対応製品生産設備導入計画に従って円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

イ 資源制約対応製品 当該資源制約対応製品の生産及び販売

ロ 専用部品等 当該専用部品等の生産及び販売並びに当該専用部品等が使用される資源制約対応製品の生産及び販売

四 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

(資源制約対応製品生産設備導入計画の変更等)
第十七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定資源制約対応製品生産設備導入事業者」という。)は、当該認定に係る資源制約対応製品生産設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定資源制約対応製品生産設備導入事業者が当該認定に係る資源制約対応製品生産設備導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定資源制約対応製品生産設備導入計画」という。)に従って資源制約対応製品生産設備の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定資源制約対応製品生産設備導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定資源制約対応製品生産設備導入事業者に対して、当該認定資源制約対応製品生産設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

第三節 特例措置等

第十八条第一項中「認定共同事業再編計画、認定経営資源再活用計画、認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画」を「認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画又は認定資源生産性革新計画」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十一条第一項又は第十三条第一項」を「又は第十一条第一項」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)」を付し、同条第二項中「産業活力

再生特別措置法を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十一条「第一項又は第十三条第一項」を又は第十一条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 前条第一項の規定は、技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第六十一条第二項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法第七十五条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、技術研究組合法第十八条第二項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第二百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法第二百三十条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における技術研究組合法第六十九條第一項及び第七十條第一項の規定の適用については、同法第六十九條第一項

第九号及び第七十條第一項第十号中「発行したときは、次に掲げる書面」とあるのは、「発行したときは、次に掲げる書面ハ(1)及び二に掲げる書面を除く。及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

第二十条第一項中「認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者、認定技術活用事業革新事業者若しくは認定経営資源融合事業者を」「認定経営資源再活用事業者、認定経営資源融合事業者又は認定資源生産性革新事業者」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第四項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第五項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十一条第一項又は第十三条第一項」を「又は第十一条第一項」に改める。

第二十一条第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第二十二條の次に次の三条を加える。

(貨物利用運送事業法の特例)

第二十二條の二 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資

源生産性革新計画に従って実施しようとする事業活動に係る事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項、同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用する。

第二十二條の三 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資源生産性革新計画に従って実施しようとする事業活動に係る事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用

する。

(貨物自動車運送事業法の特例)

第二十二條の四 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資源生産性革新計画に従って実施しようとする事業活動に係る事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用する。

第二十三條第一項中「に規定する投資事業有限責任組合」の下に「(以下単に「投資事業有限責任組合」という。)」を加え、「技術活用事業革新」を「事業再構築」に、「認定技術活用事業革新計画」を「認定事業再構築計画」に改め、同条第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第二十四條を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務)

第二十四條 独立行政法人中小企業基盤整備機

構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者 認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画又は認定経営資源融合計画に従って事業再構築、経営資源再活用又は経営資源融合のための措置を行うのに必要な資金

二 認定資源生産性革新事業者若しくはその関係事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者 認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金

第二十四条の次に次の一条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十四条の二 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措

置を行うのに必要な資金の指定金融機関(同条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下この条において同じ。)による出資(内外の金融秩序の混乱のため当該資金について出資を行うことが一般に困難であると認められる期間として政令で定める期間内に行われるものに限り)につき当該認定事業者又は関係事業者の事業の継続が困難となったことその他の事由により損失が生じた場合において、当該指定金融機関に対して当該損失の額の一部の補てんを行う業務を行うことができる。

2 前項に規定する指定金融機関による出資については株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号の危機対応業務とみなし、同項の規定による損失の補てんについては同法第十一条第二項第二号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、必要な説替へは、政令で定める。

第二十五条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」の下に「若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者」を、「認定事業革新設備導入計画」の下に「若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画」を加え、「事業革新設備を」を「事業革新設備、資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備を」に、「及び第三十七条」を、「第三十七条及び第三十九条の六」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十九条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経

営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新」に改める。

第三十条第一項中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に、「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第三十条の二 株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつていくことにかんがみ、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三十条の三 株式会社産業革新機構(以下この章、第六章及び第七章において「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十条の四 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができ、事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の

二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第三十条の五 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第八十四条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十条の三十三及び第八十四条第一号において「募集社債」という。))を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十条の六 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十条の七 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十条の八 機構の定款には、会社法第二十

七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。) 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 四 会社法第七十一条第一号に掲げる事項 五 取締役会及び監査役を置く旨 六 第三十条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨 2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。 一 会社法第二十二号に規定する委員会を置く旨 二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め (設立の認可等) 第三十条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 第三十条の十 経済産業大臣は、前条の規定に	よる認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。 三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。 2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。 (設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任) 第三十条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (会社法の規定の読替え) 第三十条の十二 会社法第三十条第二項、第三十四條第一項、第五十九條第一項第一号及び第九百六十三條第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可の後株式会社産業革新機構の成立前は、	定款」と、同法第三十四條第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可」と、同法第五十九條第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三條第一項中「第三十四條第一項」とあるのは「第三十四條第一項(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 (会社法の規定の適用除外) 第三十条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三條の規定は、機構の設立については、適用しない。 第三節 管理 第一款 取締役等 (取締役及び監査役の選任等の認可) 第三十条の十四 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (取締役等の秘密保持義務) 第三十条の十五 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 第二款 産業革新委員会 (設置) 第三十条の十六 機構に、産業革新委員会(以下「委員会」という。)を置く。	(権限) 第三十条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行う。 一 第三十条の二十五第一項の特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定 二 第三十条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定 2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。 (組織) 第三十条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。 3 委員は、取締役会の決議により定める。 4 委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 7 委員長は、委員会の会務を総理する。 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代
---	--	---	--

理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第三十条の十九 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ

れている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第三十条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第一号に係る部分に限

る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第三十条の二十一 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更
第三十条の二十二 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第三十条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第三十条の二十五第一項の

規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。)をいう。以下この章及び第七十七條において同じ。)に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に

掲げる権利に限る。)の募集又は私募

八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権(知的財産基本法第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第三十条の二十七において「株式等」という。)の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二款 支援基準

第三十条の二十四 経済産業大臣は、基本指針

(第三条第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づき、機構が特定事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下この節及び第七十七条において「特定事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下この条及び次条において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条において「事業所管大臣」という。)の意見を聴かなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三款 業務の実施

(支援決定)

第三十条の二十五 機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による通知を

受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第三十条の二十六 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 対象事業者が特定事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更正手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第三十条の二十七 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十七年三月三十一日までに、保有するすべての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十七年三月三十一日まででなければならない。

第五節 国の援助等

第三十条の二十八 経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

(事業計画等)

第三十条の二十九 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当等の決議)

第三十条の三十 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十条の三十一 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七節 監督

(監督)

第三十条の三十二 機構は、経済産業大臣がこ

の法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十条の三十三 経済産業大臣は、第三十条の五第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときに限る。)、第三十条の十第二項、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の三十又は第三十条の三十六の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十条の三十四 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

(機構の解散)

第三十条の三十五 機構は、第三十条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十条の三十六 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

第三十三条第一項中「第二条第十四項第一号」を「第二条第十八項第一号」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第二項及び第三項第一号イ中「第二条第十四項第一号」を「第二条第十八項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第十四項第四号」を「第二条第十八項第四号」に改める。

第三十四条第一項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第十二項」を「第二条第十六項」に、「第二条第五項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項の表第三項第三項の項中「産業活力再生特別措置法第二条第十二項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十六項」に、「第二条第五項」を「第二条第三項」に改める。

第三十五条第一項の表及び第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二条第十四項第二号」を「第二条第十八項第二号」に改める。

第三十九条中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に改める。

第四十条第一項中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合を」「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新」に改め、「ともに、」の下に「中小企業承継事業再生その他の取組による」を加える。

第四十一条第二項第一号中「事業再構築、共

同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合又は経営資源活用新事業を」を「次に掲げるもののいずれかを行い、又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は経営資源活用新事業

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生

第四十一条第二項第二号中「事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合又は経営資源活用新事業」を「前号イ又はロに掲げるもの」に改め、同項第五号を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号ロに掲げるものに係るものに限る。以下この項において単に「業務」という。)を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に関しでは、適用しない。

第四十六条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第四十七条中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に定める」を削り、「共同事業再編及び経営資源再活用」を「経営資源再活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再

生」に、「以下」組合を「第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」に改める。第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第三十九条の二 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業承継事業再生の目標
二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項

三 承継事業者に関する事項

四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標

五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期

六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十九条の四までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。	5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならぬ。	業承継事業再生事業者が、共同で（当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。）に従つて承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。	5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	6 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。	4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならぬ。	7 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用し、同条第六項から第八項までの規定は、第四項の同意に準用する。
一 当該中小企業承継事業再生計画が基本指針に照らし適切なものであること。	7 行政庁は、当該特定許可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。	一 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁（当該変更が特定許可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許可等をした行政庁を除く。）	2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	8 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。	二 新たに特定許可等に基づく特定中小企業承継事業再生事業者が、共同で（当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。）に従つて承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。	3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業
三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。	（中小企業承継事業再生計画の変更等） 第三十九条の三 前条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従つて設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。）は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十九条の五 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承

継事業再生関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。)に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証(以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
第三条の二第三項	当該借入金 の額のうち	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうちに、
	当該債務者 に、当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をしたに、
第三条の三第二項	当該保証を した	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をしたに、
	当該債務者 に、当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をしたに、

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十九条の六 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(承継事業者に限る。)が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移

転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第五十一条第一項の表第三条第一項の項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第五十五条の見出し中「大学」の下に「及び産業技術研究法人」を加え、同条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 産業技術研究法人(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人をいう。以下この項において同じ。)の主務大臣等(当該産業技術研究法人が独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人である場合にあつては同法第六十八条に規定する主務大臣をいい、当該産業技術研究法人が地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人である場合にあつては同法第六條第三項に規定する設立団体をいう。)は、事業者による事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新並びに創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、産業技術研究法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての

譲渡その他の行為により、民間事業者に対し
移転を促進するための施策を積極的に推進す
るよう努めるものとする。

第六十五条中(平成五年法律第八十八号)を
削る。

第七十条第二項中「産業活力再生特別措置法」
を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関す
る特別措置法」に改める。

第七十二条第一項中「その関係事業者が認定
計画」を「認定中小企業承継事業再生事業者(以
下「認定事業者等」と総称する。)若しくは認定事
業者の関係事業者が認定計画若しくは認定中小
企業承継事業再生計画(以下「認定計画等」と総
称する。)」に、「共同事業再編、経営資源再活
用、技術活用事業革新若しくは経営資源融合」
を「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産
性革新若しくは中小企業承継事業再生」に改
め、「認定事業革新設備導入事業者の下に」若
しくは「認定資源制約対応製品生産設備導入事
業者を」、「認定事業革新設備導入計画」の下に「若
しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計
画」を加え、「の導入」を「若しくは資源制約対応
製品生産設備の導入」に改め、同条第二項中「組
合を」「特定投資事業有限責任組合」に、「共同事
業再編又は経営資源再活用」を「経営資源再活
用、資源生産性革新又は中小企業承継事業再
生」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(雇用の安定等)

第七十二条の二 認定事業者等は、認定計画等
に従つて事業再構築、経営資源再活用、経営
資源融合、資源生産性革新又は中小企業承継
事業再生を実施するに当たっては、その雇用

する労働者の理解と協力を得るとともに、当
該労働者について、失業の予防その他雇用の
安定を図るため必要な措置を講ずるよう努め
なければならない。

2 国は、認定事業者等の雇用する労働者につ
いて、失業の予防その他雇用の安定を図るた
め必要な措置を講ずるよう努めるものとし
る。

3 国は、認定事業者等に雇用されていた労働
者について、就職のあつせんその他その職業
及び生活の安定に資するため必要な措置を講
ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業者等の雇用す
る労働者及び認定事業者等に雇用されていた
労働者について、職業訓練の実施その他の能
力の開発及び向上を図るために必要な措置を
講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業者等の関連中
小企業者について、その新たな経済的環境へ
の適応の円滑化に資するため必要な措置を講
ずるよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第七十二条の三 国、地方公共団体、独立行政
法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工
会議所は、他の事業者の事業再構築、経営資
源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又
は中小企業承継事業再生の実施によりその経
営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基
盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う
事業に関する経営方法又は技術に関する助
言、研修又は情報提供その他必要な施策を総
合的に推進するよう努めるものとする。

第七十三条第一項中「認定事業者又は認定事
業革新設備導入事業者」を「認定事業者等、認定
事業革新設備導入事業者又は認定資源制約対応
製品生産設備導入事業者」に、「認定計画又は認
定事業革新設備導入計画」を「認定計画等、認定
事業革新設備導入計画又は認定資源制約対応製
品生産設備導入計画」に改め、同条の次に次の
一条を加える。

(機構に対する報告の徴収等)

第七十三条の二 経済産業大臣は、この法律を
施行するため必要があると認めるときは、機
構からその業務に関し報告をさせ、又はその
職員に、機構の営業所、事務所その他の事業
場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検
査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ
れを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

第七十四条第一項中「認定事業者」を「認定事
業者等」に改め、同条第二項中「第五十五条」を
「第五十五条第一項」に改める。

第七十五条第一項を次のように改める。

この法律における主務大臣は、次の各号に
掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号
に定める大臣とする。

一 資源生産性革新設備等に関する事項 資
源生産性革新設備等の導入に係る資源生産
性革新計画に係る事業を所管する大臣
二 資源制約対応製品に関する事項 資源制

約対応製品を生産する事業を所管する大臣
三 事業分野別指針に関する事項 事業分野
別指針に係る事業分野に属する事業を所管
する大臣

四 事業再構築計画に関する事項 事業再構
築計画に係る中核的事業を所管する大臣

五 経営資源再活用計画に関する事項 経営
資源再活用計画に係る他の事業者から承継
する事業を所管する大臣

六 経営資源融合計画に関する事項 経営資
源融合計画に係る事業を所管する大臣

七 資源生産性革新計画に関する事項 資源
生産性革新計画に係る事業を所管する大臣
(当該資源生産性革新計画に第一種貨物利
用運送事業、第二種貨物利用運送事業又は
一般貨物自動車運送事業に該当する事業に
ついての事業活動が記載されている場合に
あつては、当該資源生産性革新計画に係る
事業を所管する大臣及び国土交通大臣)

八 事業革新設備導入計画に関する事項 事
業革新設備導入計画に係る事業革新設備を
導入しようとする事業を所管する大臣

九 資源制約対応製品生産設備導入計画に
関する事項 資源制約対応製品生産設備導入
計画に係る資源制約対応製品又は専用部品
等を生産する事業を所管する大臣

十 中小企業承継事業再生計画に関する事
項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再
生計画に係る事業を所管する大臣

第七十六条の見出しを削り、同条第一項中
「第七十三条」を「第三十九条の四第二項又は第
七十三条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十五条の次に次の二条、章名及び五条を加える。

(権限の委任)

第七十六条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第七十七条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第五十一条の事業再構築計画の認定、第七十一条の経営資源再活用計画の認定、第九十一条の経営資源融合計画の認定又は第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定の申請を促すこと等により、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第七章 罰則

第七十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八十条 第七十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第八十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第三十条の十五の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。
二 第三十条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わかつたと

き。

三 第三十条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたと

四 第三十条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第三十条の二十五第二項又は第三十条の二十七第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

六 第三十条の二十九の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の届出を行わかつたとき。

七 第三十条の三十一の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十条の三十二第二項の規定による命令に違反したとき。

第八十五条 第三十条の七第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第二条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第五条)
第二章 事業(第六条)
第三章 組合員(第七条 第十二条)
第四章 設立(第十三条 第十五条)
第五章 管理(第十六条 第五十七条)

第六章 解散及び清算(第五十八条 第六十条)

第七章 組織変更、合併及び新設分割
第一節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更(第六十一条 第八十条)
第二款 合同会社への組織変更(第八十一条 第八十八条)

第二節 合併

第一款 吸収合併(第八十九条 第九十条)
第二款 新設合併(第九十一条 第九十二条)
第三款 新設分割

第一款 組合を設立する新設分割(第九十三条 第九十七条)

第二款 株式会社を設立する新設分割(第九十八条 第一百零五条)
第三款 合同会社を設立する新設分割(第一百零六条 第一百四十三条)

第八章 登記

第一節 総則(第一百四十四条)
第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記(第一百四十五条 第一百五十五条)

第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記(第一百五十六条 第一百五十八条)

第四節 登記の嘱託(第一百五十九条)
第五節 登記の系統等(第一百六十条 第一百七十二条)

第九章 雑則(第一百七十三条 第一百七十九条)
第十章 罰則(第一百八十条 第一百九十一条)
附則

第一章 総則

第一条中「鉱工業の生産技術の向上」を「産業活動において利用される技術の向上及び実用化」に、「行なう」を「行う」に、「組織」を「組織等」に改める。

第二条の見出しを「(人格及び住所)」に改め、同条中「鉱工業技術研究組合」を「技術研究組合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第三条第一項第一号中「鉱工業の生産技術」を「産業活動において利用される技術」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出しを削り、同条中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条及び章名を加える。

(組合員の資格)

第五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

2 組合は、定款で定めるところにより、前項に規定する者のほか、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人その他政令で定める者を組合員とすることができる。

第二章 事業

第七条の前に次の章名を付する。

第三章 組合員

第七条を次のように改める。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第七条 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所
二 加入の年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第二十五条第一号中「第十一条第二項又は第十二条」を「第十八条第二項又は第二十条」に改め、同条第二号中「第十五条」を「第五十七条」に改め、同条を第九十一条とし、第二十四条を第九十条とする。

第二十三条中「発起人」を「設立時組合員」に改

め、同条第二号中「登記」の下に「(第百五十二条又は第百五十五条第百十八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に係る部分に限る。)」の規定によるものを除く。を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条 同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)」の規定を第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。を「第七条、第十九条、第三十八条(第六十条において準用する場合を含む。)、第九十一条、第九十四条、第九十八条、第一百零二条、第一百零七条、第一百一十一条又は第一百零六条」に、「記録された事項を主務省令」を「記載され、若しくは記録された事項を主務省令に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項」を「第十二条第二項、第四十条第五項若しくは第六項又は第四十三条第五項若しくは第六項」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第十六条第八項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

第二十三条第六号を削り、同条第七号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項」を「第二十一条第五項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第八号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第七項」を「第二十一条第六項」に改

め、同条を同条第七号とし、同条第九号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項」を「第十二条又は第五十八条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第十一号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項」を「第二十七条第三項」に、「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項」を「第二十七条第五項」に、「又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項(第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。)、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項を、第三十条第五項若しくは第六項の規定(これらの規定を第六十条において準用する場合を含む。))又は第三十九条第三項若しくは第五十四条第四項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 第三十条第一項(第六十条において準用する場合を含む。若しくは第五十四条第一項の規定又は第六十条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸

借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第二十三条第十三号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）を「第三十二条（第六十条において準用する場合を含む。）に改め、同条第十四号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第六項（第六十条において準用する場合を含む。）に改め、同条第十五号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）を「第三十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）に改め、同条第十六号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条」を「第四十四条」に改め、同条第十七号から第二十一号までの規定中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条」を「第六十条」に改め、同条第二十三号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の第三項」を「第一百七十六条第一項」に改め、同条第二十五号とし、同条第二十二号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百

五条の第二項」を「第一百七十五条第一項」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 第八十九条第二項から第四項まで、第百条第二項から第四項まで又は第百九条第二項から第四項までの規定に違反して、吸収合併、新設合併又は同条第二項に規定する新設分割の手續をしたとき。

二十三 第九十五条第二項若しくは第五項、第百三条第二項若しくは第五項又は第百十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併、新設合併又は第百九条第二項に規定する新設分割をしたとき。

第二十三条の前の見出しを削り、同条各号中「第九条第七項」を「第十六条第八項」に改め、同条を第百八十七条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百八十八条 次に掲げる場合には、組合の役員、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の取締役若しくは執行役（会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七条のその職務を代行する者を含む。）又は組織変更後合同会社若しくは新設分割設立合同会社の業務を執行する社員（同条のその職務を代行する者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十一条第二項から第四項まで、第八十一条第二項から第四項まで、第百八条第二項から第四項まで又は第百三十六条第二項から第四項までの規定に違反して、第

六十一条第二項若しくは第八十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項若しくは第百三十六条第二項に規定する新設分割の手續をしたとき。

二 第六十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第百三十四条において準用する第百三十一条若しくは第百六条又は第百四十三条において準用する第百三十一条若しくは第百六条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第百八十七条において準用する場合を含む。）又は第百三十四条若しくは第百四十三条において準用する第百三十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、第六十一条第二項若しくは第八十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項若しくは第百三十六条第二項に規定する新設分割をしたとき。

四 第百五十二条又は第百五十五条（第百十

八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に係る部分に限る。）の規定による登記をすることを怠つたとき。

第二十一条中「第十八条」を「第百八十条」に改め、同条を第百八十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（会社財産を危うくする罪）

第百八十四条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員又は株式会社取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第六十七条第三号若しくは第百二十二条第三号に掲げる事項について、主務大臣若しくは裁判所又は総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠べししたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽文書行使等の罪）

第百八十五条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第百二十二条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成が

されている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合いの罪)

第百八十六条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八十八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第百二十二条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第二十条中「第九条第七項」を「第十六条第八項」に改め、同条を第百八十二条とする。

第十九条中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項」を「第百七十八条第一項」に改め、同条を第百八十一条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五十五条の三第二項」を「第百七十六条第二項」に、「第百五十五条第二項若しくは第百五十五条の四第一項」を「第百七十四条第二項若しくは第百七十七条第一項」に改め、同条を第百八十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章 罰則

第十七条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「経済産業大臣とする。ただし、組合の行う試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その

事業」を「組合の行う試験研究の成果が直接利用される事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第十七条を第百七十九条とする。

第十三条から第十六条までを削り、第十二条を第二十条とし、同条の次に次の三十七条、三章、章名及び六条を加える。

(役員)

第二十一条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人(組合員たる法人に代わつて組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、設立当初の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員若しくは使用人でなければならない。

5 組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む。))

の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行ふ。

8 投票は、一人につき一票とする。

9 第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款で定めるところにより、総会において選任することができる。

(役員の変更の届出)

第二十二條 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければ

ならない。

(組合と役員との関係)

第二十三条 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第二十四条 次に掲げる者は、役員となることのできない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の

規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(役員の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第二十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の職務及び権限等)

第二十七条 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

らない。

3 会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定は理事について、同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員の総数が第二十一条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は理事について、同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定は監事について、それぞれ準

用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(理事会の権限等)

第二十八条 組合は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。(理事会の決議)

第二十九条 理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限り。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、監査権限限定組合以外の組合にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6 会社法第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(理事会の議事録)

第三十条 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日(前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。)から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置とし

て主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。 5 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 6 組合の債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項各号に掲げる請求をすることができる。 7 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該組合に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。 8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。 (代表理事) 第三十一条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁	判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 5 第二十六条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四條の規定は、代表理事について準用する。 (役員の兼職禁止) 第三十二条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。 (理事の自己契約等) 第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。 二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八條の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。 3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 (役員の組合に対する損害賠償責任) 第三十四条 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を	賠償する責任を負う。 2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。 5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。 一 代表理事 六 二 代表理事以外の理事 四 三 監事 二 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 三 責任を免除すべき理由及び免除額	7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。 9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六條(第四項を除く。)及び第四百二十七條の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六條第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)」の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは、理事会の決議と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 (役員の第三者に対する損害賠償責任) 第三十五条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
---	--	--	---

一 理事 次に掲げる行為 イ 第三十八条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 ロ 虚偽の登記 ハ 虚偽の公告 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 (役員の連帯責任) 第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 (役員の責任を追及する訴え) 第三十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は、役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) 第三十八条 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。 2 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。	3 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。 4 第一項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 5 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。 6 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。 7 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。 8 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。 9 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。 10 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号	に掲げる請求に応じることができるため の措置として主務省令で定めるものをとつて いるときは、この限りでない。 11 組合員及び組合の債権者は、組合に対し て、その業務取扱時間内は、いつでも、次に 掲げる請求をすることができる。ただし、第 二号又は第四号に掲げる請求をするには、当 該組合の定めた費用を支払わなければならない。 い。 一 決算関係書類及び事業報告書が書面をも つて作成されているときは、当該書面又は 当該書面の写しの閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記 録をもつて作成されているときは、当該電 磁的記録に記載された事項を主務省令で定 める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記載された事項を電 磁的方法であつて組合の定めたものにより 提供することの請求又はその事項を記載し た書面の交付の請求 (会計帳簿等の作成等) 第三十九条 組合は、主務省令で定めるところ により、適時に、正確な会計帳簿を作成しな ければならない。 2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、 その会計帳簿及びその事業に関する重要な資 料を保存しなければならない。 3 組合員は、総組合員の十分の一(これを下 回る割合を定款で定めた場合にあつては、そ の割合)以上の同意を得て、組合に対して、 その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げ	る請求をすることができる。 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面を もつて作成されているときは、当該書面の 閲覧又は謄写の請求 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的 記録をもつて作成されているときは、当該 電磁的記録に記載された事項を主務省令で 定める方法により表示したものの閲覧又は 謄写の請求 (役員の改選) 第四十条 組合員は、総組合員の五分の一(こ れを下回る割合を定款で定めた場合にあつて は、その割合)以上の連署をもつて、役員の 改選を請求することができるものとし、その 請求につき総会において出席者の過半数の同 意があつたときは、その請求に係る役員は、 その職を失う。 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全 員又は監事の全員について、同時にしなけれ ばならない。ただし、法令又は定款若しくは 規約の違反を理由として改選を請求するとき は、この限りでない。 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の 理由を記載した書面を組合に提出してしなけ ればならない。 4 第一項の規定による改選の請求をする者 は、前項の書面の提出に代えて、政令で定め るところにより、組合の承諾を得て、同項の 書面に記載すべき事項を電磁的方法により提 供することができる。 5 第一項の規定による改選の請求があつた 場合(第三項の書面の提出があつた場合に限
---	---	--	--

る。には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の日より七日前までに、その請求に係る役員に第三項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による改選の請求があつた場合(第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の日より七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

8 第四十五条第二項及び第四十六条の規定は、第五項又は第六項の場合について準用する。この場合において、第四十五条第二項中「組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十六条後段中「組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十条第一項の規定による役員の改選の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

(顧問)

第四十一条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第四十二条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第四十三条 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

5 第二項の書面の提出があつた場合には、理事は、前項の可否の決定の日より七日前まで

に、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日より七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

(総会の招集)

第四十四条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記

載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第四十六条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第四十七条 総会の招集は、総会の日より十日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第四十八条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録し

たその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の決議事項)

第四十九条 次の事項は、総会の決議を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 四 費用の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 前項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(総会の議事)

第五十条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてののみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合、この限りでない。

(特別の決議)

第五十一条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 第三十四条第五項の規定による責任の免除

(理事及び監事の説明義務)

第五十二条 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第五十三条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十四条 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所に於ける次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第五十五条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百

四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

(会計の原則)

第五十六条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処理)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併(合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。)
- 三 組合についての破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 第五百七十八条第二項の規定による解散の命令

命令

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く

ては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(会社法等の準用)

第六十条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第五百六十八條第一項、第五百六十九條、第五百七十条第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第五百七十一条、第五百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第五百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第五百七十五条並びに第五百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで(第三十条第四項を除く。)、第三十八条(第十項を除く。)、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、

同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。の)の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第五百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 組織変更、合併及び新設分割

第一節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更

(組織変更)

第六十一条 組合は、その組織を変更して株式

会社になることができる。

2 組合は、前項の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(組織変更計画)

第六十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社との定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置

会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後株式会社の株式の数(組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

八 組織変更後における、組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項

九 組織変更がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。)

十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第六十三条 組織変更をする組合は、組織変更計画備置開始日から組織変更の効力が生ずる日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 第六十一条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 組織変更をする組合の組合員及び債権者

は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更をする組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第六十四条 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 組織変更をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定め

に従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(組合員への株式の割当て)

第六十五条 組織変更をする組合の組合員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式の株式の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式の割当ては、組織変更をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。

3 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当

てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(資本金として計上すべき額等)

第六十六条 組織変更後株式会社の資産及び負債の価額は、第六十三条第一項の組織変更計画備置開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 組織変更後株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第六十七条 組織変更をする組合は、第六十五条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する組織変更後株式会社株式(以下この款において「組織変更時発行株式」という。)の数(組織変更後株式会社種類株式発行会社である場合にあっては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。)

二 組織変更時発行株式の払込金額(組織変

更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(組織変更時発行株式の申込み等)

第六十八条 組織変更をする組合は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする組合に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、組織変更をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により

提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 組織変更をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。

5 組織変更をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組織変更時発行株式の割当て)

第六十九条 組織変更をする組合は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする組合は、第六十七条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

(組織変更時発行株式の申込み及び割当てに関する特則)

第七十条 前二条の規定は、組織変更時発行株

式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(組織変更時発行株式の引受け)

第七十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

一 申込者 組織変更をする組合の割り当てた組織変更時発行株式の数

二 前条の契約により組織変更時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた組織変更時発行株式の数

(組織変更時発行株式の引受人の出資の履行)

第七十二条 組織変更時発行株式の引受人(第六十七条第三号の財産(次項において「現物出資財産」という。))を給付する者を除く。は、同条第四号の期日に、第六十八条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。は、第六十七条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この条及び次条において「出資の履行」という。)をする債務と組織変更をする組合に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更

後株式会社に対抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

(組織変更時発行株式の株主となる時期)

第七十三条 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

(組織変更時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限)

第七十四条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当て並びに第七十条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、前条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合に於ける会社法の準用)

第七十五条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十条第二号及び第七号に係る部分に限る。、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、

第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第六十七条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百二十二條(第一項第一号を除く。))の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百二十二條第一項第二号及び第二項中「第八百九十九條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七條第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二條第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第七十三条」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更の効力が生じた日から六箇月(これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。))を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力が生じた日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該組織変更の効力が生じた日から引き続いて株式を有する株主」と、同法第八百七十条第七号中「第八百九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一

項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(組織変更の効力発生日の変更)

第七十六条 組織変更をする組合は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、組織変更をする組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日)が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日(の前日まで)に、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。

(組織変更の認可)

第七十七条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第六十二条第七号の資本金及び資本準備金の額が、第六十六条の規定により適正に

計上されていること。

三 第六十五条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。

四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて第六十二条第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後株式会社業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更の効力の発生等)

第七十八条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

(組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第七十九条 組織変更後株式会社は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第六十三条第一項の書面又は電磁的記録及び第六十四条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載

し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社

の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(組織変更の無効の訴え)

第八十条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。))は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条の規定は第六十七条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八條第一項、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十三

条本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百七十八條第一項の規定はこの条において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 合同会社への組織変更(組織変更)

第八十一条 組合は、その組織を変更して合同会社になることができる。

2 組合は、前項の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の合同会社(以下「組織変更後合同会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(組織変更計画)

第八十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後合同会社の目的、商号及び本店の所在地

二 組織変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名又は名称及び住所

ロ 当該社員の全部を有責任社員とする旨

ハ 当該社員の出資の価額

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更後合同会社の定款で定める事項

官 報 (号 外)

四 組織変更後合同会社の資本金の額に関する事項 五 組織変更後における、組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項 六 組織変更がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 七 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項	務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。 三 第八十二条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。 四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (組織変更の効力の発生等) 第八十六条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となる。	4 前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用) 第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え) 第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してしなければならない。 (吸収合併契約) 第九十条 組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 吸収合併後存続する組合(以下「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び主たる事務所の所在地 二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 三 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは、その内容 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十一条 吸収合併消滅組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日
(組織変更後合同会社の社員の出資の価額) 第八十三条 前条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額は、組織変更をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。 (資本金として計上すべき額等) 第八十四条 組織変更後合同会社の資産及び負債の価額は、第八十七条において準用する第六十三条第一項の組織変更計画備置開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。 2 組織変更後合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。 3 前二項に定めるもののほか、組織変更に関する計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (組織変更の認可) 第八十五条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主	務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。 三 第八十二条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。 四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (組織変更の効力の発生等) 第八十六条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となる。	4 前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用) 第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え) 第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してなければならない。 (吸収合併契約) 第九十条 組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 吸収合併後存続する組合(以下「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び主たる事務所の所在地 二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 三 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは、その内容 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十一条 吸収合併消滅組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日
(組織変更の認可) 第八十五条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主	務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。 三 第八十二条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。 四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (組織変更の効力の発生等) 第八十六条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となる。	4 前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用) 第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え) 第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してなければならない。 (吸収合併契約) 第九十条 組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 吸収合併後存続する組合(以下「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び主たる事務所の所在地 二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 三 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは、その内容 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十一条 吸収合併消滅組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日
(組織変更の認可) 第八十五条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主	務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。 三 第八十二条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。 四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (組織変更の効力の発生等) 第八十六条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となる。	4 前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用) 第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え) 第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してなければならない。 (吸収合併契約) 第九十条 組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 吸収合併後存続する組合(以下「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び主たる事務所の所在地 二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 三 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは、その内容 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十一条 吸収合併消滅組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日 3 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。 一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併消滅組合の債権者の異議) 第九十二条 吸収合併消滅組合の債権者は、当該吸収合併消滅組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。 一 吸収合併をする旨 二 吸収合併存続組合の名称及び主たる事務所の所在地 三 吸収合併消滅組合及び吸収合併存続組合	の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 (吸収合併の効力発生日の変更) 第九十三条 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。 2 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 3 第一項の規定により効力発生日を変更した	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日 二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日 3 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。 一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はそ	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。 一 吸収合併をする旨 二 吸収合併消滅組合の名称及び主たる事務所の所在地 三 吸収合併存続組合及び吸収合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信
---	---	--	--

託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併の認可)

第九十六条 吸収合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、吸収合併契約の内容を記載した書面及び吸収合併後の吸収合併存続組合の定款並びにその試験研究の実施計画、吸収合併の効力発生日の属する事業年度の事業計画及び収支予算その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該吸収合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 吸収合併存続組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。
- 二 吸収合併手続並びに吸収合併存続組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 三 吸収合併存続組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 吸収合併存続組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

(吸収合併の効力の発生等)

第九十七条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権

利義務(当該吸収合併消滅組合がその行う事業に関し、主務大臣の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 吸収合併契約において第九十条第三号に掲げる事項について定めた吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日に、当該定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

(吸収合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第九十八条 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、第九十二条及び第九十五条の規定による手続の経過その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定め たものにより提供することの請求又はその

事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併の無効の訴え)

第九十九条 会社法第八百二十八条第一項(第七号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十四条(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。))並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。))は吸収合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(第八百七十三條本文、第八百七十五条及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 新設合併

(新設合併)

第一百条 組合は、新設合併(二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 組合は、前項の新設合併をするには、新設合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設合併契約の要

領及び新設合併により設立する組合(以下「新設合併設立組合」という。)(の定款を示してしなければならない。

(新設合併契約)

第一百一条 組合が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する組合(以下「新設合併消滅組合」という。)(の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 新設合併設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立組合の定款で定める事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百二条 新設合併消滅組合は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 第一百条第二項の総会の日の十日前の日
- 二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

ることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第三百三条 新設合併消滅組合の債権者は、当該新設合併消滅組合に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2 新設合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅組合及び新設合併設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅組合が同項の規定による公告を、官報のほか、

第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の認可)

第四百四条 新設合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設合併契約の内容を記載した書面及び新設合併設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設合併設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の名簿及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設合併設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設合併手続並びに新設合併設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 新設合併設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設合併設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

(新設合併の効力の発生)

第四百五条 新設合併設立組合は、その成立の日、新設合併消滅組合の権利義務(当該新設合併消滅組合がその行う事業に関し、主務大臣の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(新設合併設立組合の設立の特則)

第四百六条 第四章(第十四条を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。

2 新設合併設立組合の定款は、新設合併消滅組合が作成する。

(新設合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第四百七条 新設合併設立組合は、その成立の日から六月間、第四百三条の規定による手続の経過その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

ることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併の無効の訴え)

第四百八条 会社法第二百二十八条第一項(第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第八号に係る部分に限る。)、第四百三十四号第八号に係る部分に限る。、第四百三十五号第一項、第四百三十六号から第四百三十九号まで、第四百四十三号(第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第四百四十六号の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三号本文、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定はこの条において準用する同法第八百四十三号第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第三節 新設分割

第一款 組合を設立する新設分割
(新設分割)

第九九条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する組合に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割（以下この款において「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する組合（以下「新設分割設立組合」という。）の定款を示してしなければならない。

(新設分割計画)

第一百十條 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項

三 新設分割をする組合の組合員であつて、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は名称

四 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

五 新設分割後における、新設分割をする組

合の組合員の権利に関する事項

六 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項
(新設分割計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百十一條 新設分割をする組合は、新設分割計画備置開始日から新設分割設立組合の成立の日までの間、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「新設分割計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 第九九条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 新設分割をする組合の組合員及び債権者は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割をする組合の定めたものにより提供することの請求又は

その事項を記載した書面の交付の請求
(債権者の異議)

第一百十二條 新設分割をする組合の債権者は、当該組合に対し、新設分割について異議を述べることができる。

2 新設分割をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設分割をする旨

二 新設分割設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設分割をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができ旨

3 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設分割について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設分割をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせる

ことを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割の認可)

第一百十三條 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設分割設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設分割設立組合が第三條第一項各号の要件を備えていること。

二 新設分割手続並びに新設分割設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 新設分割設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設分割設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

五 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員

とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立組合の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(新設分割の効力の発生等)

第百十四条 新設分割設立組合は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者(第百十二条第二項の各別の催告をしななければならないものに限る。次項において同じ。)が同条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができるものとされているときであつても、当該組合に対して、当該組合が新設分割設立組合の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対して債務の履行を請求することができるものとされているときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立組合の成立の日、新設分割計画の定め

に従い、当該新設分割設立組合の組合員となる。

(新設分割設立組合の設立の特則)

第百十五条 第四章(第十四条を除く。)の規定は、新設分割設立組合の設立については、適用しない。

2 新設分割設立組合の定款は、新設分割をする組合が作成する。

(新設分割手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第百十六条 新設分割設立組合は、その成立の日から六月間、第百十一条第一項の書面又は電磁的記録及び第百十二条の規定による手続の経過その他の新設分割に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設分割設立組合の組合員及び債権者は、当該新設分割設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設分割設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定め

事項を記載した書面の交付の請求
(新設分割の無効の訴え)

第百十七条 会社法第八百二十八条第一項(第十号に係る部分に限る。)(及び第二項(第十号に係る部分に限る。))、第八百三十四条(第十号に係る部分に限る。)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項(第四号に係る部分に限る。)(及び第二項、第八百四十五条並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。))は、新設分割の無効の訴えについて準用する。

第二款 株式会社を設立する新設分割

(新設分割)
第百十八条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する株式会社に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割(以下この款において「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する株式会社以下「新設分割設立株式会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(新設分割計画)

第百十九条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項

三 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名

ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割をする組合の組合員に対して交付する当該新設分割設立株式会社の株式の数(新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及

び種類ごとの数)又はその数の算定方法 七 新設分割をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項 八 新設分割設立株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項 九 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項 十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (組合員への株式の割当て) 第二百二十条 新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めるところにより、新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けるものとする。 2 前項の株式の割当ては、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。 3 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(資本金として計上すべき額等) 第二百二十一条 新設分割設立株式会社の資産及び負債の価額は、第三百三十四条において準用する第一百一十一条の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。 2 新設分割設立株式会社が資本金として計上	すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならぬ。 4 前三項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (新設分割における株式の発行) 第二百二十二条 新設分割をする組合は、第二百一十条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、新設分割に際して、新設分割設立株式会社の株式を発行することができる。この場合においては、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 この条の規定により発行する新設分割設立株式会社の株式(以下この款において「新設分割時発行株式」という。)の数(新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、新設分割時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。) 二 新設分割時発行株式の払込金額(新設分割時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。)(又はその算定方法 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額 四 新設分割時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日	五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (新設分割時発行株式の申込み等) 第二百二十三条 新設分割をする組合は、新設分割時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 新設分割設立株式会社の商号 二 前条各号に掲げる事項 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 2 新設分割時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を新設分割をする組合に交付しなければならない。 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所 二 引き受けようとする新設分割時発行株式の数の数 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、新設分割をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。 4 新設分割をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。	5 新設分割をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。 (新設分割時発行株式の割当て) 第二百二十四条 新設分割をする組合は、申込者の中から新設分割時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる新設分割時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる新設分割時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができない。 2 新設分割をする組合は、第二百二十二条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる新設分割時発行株式の数を通知しなければならない。 (新設分割時発行株式の申込み及び割当てに関する特則) 第二百二十五条 前二条の規定は、新設分割時発行株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。 (新設分割時発行株式の引受け) 第二百二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める新設分割時発行株式の数について新設分割時発行株式の引受人となる。
--	---	---	---

一 申込者 新設分割をする組合の割り当てた新設分割時発行株式の数 二 前条の契約により新設分割時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた新設分割時発行株式の数 (新設分割時発行株式の引受人の出資の履行) 第二百二十七条 新設分割時発行株式の引受人(第二百二十二条第三号の財産(次項において「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。)は、同条第四号の期日に、第二百二十三条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの新設分割時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。 2 新設分割時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、第二百二十二条第四号の期日に、それぞれの新設分割時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。 3 新設分割時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この条及び次条において「出資の履行」という。)をする債務と新設分割をする組合に対する債権とを相殺することができない。 4 出資の履行をすることにより新設分割時発行株式の株主となる権利の譲渡は、新設分割設立株式会社に対抗することができない。 5 新設分割時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより新設分割時発行株式の株主となる権利を失う。 (新設分割時発行株式の株主となる時期) 第二百二十八条 新設分割時発行株式の引受人	は、新設分割設立株式会社の成立の日、出資の履行をした新設分割時発行株式の株主となる。 (新設分割時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限) 第二百二十九条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、新設分割時発行株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百二十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。 2 新設分割時発行株式の引受人は、前条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として新設分割時発行株式の引受けの取消しをすることができない。 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用) 第三百三十条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二百二十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百二十二条(第一項第一号を除く。))の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。こ	の場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百二十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第二百十八條第二項に規定する新設分割をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百二十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第二百二十八條」と、同法第二百四十七條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第二百十八條第四項に規定する新設分割設立株式会社の成立の日から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。))を経過していないときは、六箇月前から当該新設分割設立株式会社の成立の日まで引き続き組合員であつた者であつて、当該新設分割設立株式会社の成立の日から引き続き株式を有する株主」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (新設分割の認可) 第三百三十一条 新設分割は、主務大臣の認可を	受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立株式会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第二百九条第八号の資本金及び資本準備金の額が、第二百一十一条の規定により適正に計上されていること。 三 第二百二十条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。 四 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて第二百九条第六号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (新設分割の効力の発生等) 第三百三十二条 新設分割設立株式会社は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。 2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者(第二百三十四条において準用す
---	--	---	---

る第百三十三条第二項の各別の催告をしなければならぬものに限る。次項において同じ。）が第百三十四条において準用する第百三十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合に対して、当該組合が新設分割設立株式会社の成立の日には有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。 3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が第百三十四条において準用する第百三十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社に對して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立株式会社に對して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。 4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立株式会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、第百三十九条第六号の株式の株主となる。 (新設分割設立株式会社の設立の特則) 第百三十三条 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。)の規定は、新設分割設立株式会社の設立については、適用しない。 2 新設分割設立株式会社の定款は、新設分割	をする組合が作成する。 (組合を設立する新設分割に関する規定の準用) 第百三十四条 第百三十一條、第百三十二條及び第百三十六條の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第百三十一條第二項第一号中「第百九条第二項」とあるのは、「第百十八條第二項」と読み替えるものとする。 (新設分割の無効の訴え) 第百三十五條 会社法第八百二十八條第一項(第十号に係る部分に限る。)及び第二項(第十号に係る部分に限る。)、第百三十四條(第十号に係る部分に限る。)、第百三十五條から第百三十九條まで、第百四十三條第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項並びに第百四十六條の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、新設分割の無効の訴えについて、同法第八百四十條の規定は第百三十二條の規定による新設分割時発行株式の発行を伴う新設分割の無効判決について、同法第八百六十八條第一項、第百七十一條本文、第百七十二條(第二号に係る部分に限る。)、第百七十三條本文、第百七十五條から第百七十七條まで及び第百七十八條第一項の規定はこの条において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。 第三款 合同会社を設立する新設分割 第百三十六條 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する合同	会社に承継させることができる。 2 組合は、前項の分割(以下この款において「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一條の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する合同会社(以下「新設分割設立合同会社」という。)の定款を示してしなければならない。 (新設分割計画) 第百三十七條 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 新設分割設立合同会社の目的、商号及び本店の所在地 二 新設分割設立合同会社の社員についての次に掲げる事項 イ 当該社員の氏名又は名称及び住所 ロ 当該社員の全部を有限責任社員とする旨 ハ 当該社員の出資の価額 三 前二号に掲げるもののほか、新設分割設立合同会社の定款で定める事項 四 新設分割設立合同会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項 五 新設分割設立合同会社の資本金の額に関する事項 六 新設分割後における、新設分割をする組	合の組合員の権利に関する事項 七 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (新設分割設立合同会社の社員の出資の価額) 第百三十八條 前条第二号ハの新設分割設立合同会社の社員の出資の価額は、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。 (資本金として計上すべき額等) 第百三十九條 新設分割設立合同会社の資産及び負債の価額は、第百四十三條において準用する第百三十一條第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。 2 新設分割設立合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。 3 前二項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。 (新設分割の認可) 第百四十條 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立合同会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適
--	---	--	---

合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第三百三十七条第五号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。

三 第三百三十七条第二号ハの新設分割設立合同会社の社員の出資の価額が第三百三十八条の規定により適正に定められていること。

四 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(新設分割の効力の発生等)

第四百四十一条 新設分割設立合同会社は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者(第四百四十三条において準用する第四百四十二条第二項の各別の催告をしなればならないものに限る。次項において同じ。)が第四百四十三条において準用する第四百四十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合に対して、

当該組合が新設分割設立合同会社の成立の日有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が第四百四十三条において準用する第四百四十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立合同会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立合同会社に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立合同会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立合同会社の社員となる。

(新設分割設立合同会社の設立の特則)

第四百四十二条 会社法第五百七十五条及び第五百七十八条の規定は、新設分割設立合同会社の設立については、適用しない。

2 新設分割設立合同会社の定款は、新設分割をする組合が作成する。

(組合を設立する新設分割に関する規定の準用)

第四百四十三条 第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十三条及び第四百四十七条の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第四百四十一条第二項第一号中「第九百九条第二項」とあるのは「第三百三十六条第二項」と、第四百四十二条中「第八百三十五条から第八百三十九条まで」とあるのは「第八百三十五条、第八百三十六条

第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める」と読み替えるものとする。

第八章 登記

第一節 総則

第四百四十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記

(組合の設立の登記)

第四百四十五条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第十三条第一項の認可を受けた日から二週間以内になければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 六 公告方法
- 七 第十六条第五項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
- イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法律

省令で定めるもの

口 第十六条第六項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)

第四百四十六条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四百四十七条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四百四十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四百四十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第四百四十九条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(解散の登記)

第五百十条 第五十八条第一項第一号又は第四

号の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第百五十一条 清算が終了したときは、第六十条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(組織変更の登記)

第百五十二条 組合が第六十一条第二項に規定する組織変更又は第八十一条第二項に規定する組織変更(以下この章において「組織変更」と総称する。)をしたときは、組織変更の効力を生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をした組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九十一条の登記を、組織変更後合同会社については同法第九十四条の登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第百五十三条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第百五十四条 組合が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記を

し、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第百条第二項の総会の決議の日
- 二 第百三条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
- 四 第百四条第一項の認可を受けた日

(新設分割の登記)

第百五十五条 組合が第百九条第二項に規定する新設分割、第百十八条第二項に規定する新設分割又は第百三十六条第二項に規定する新設分割をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、これらの新設分割をする組合については変更の登記を、新設分割設立組合については設立の登記を、新設分割設立株式会社については会社法第九十一条の登記を、新設分割設立合同会社については同法第九十四条の登記をしなければならない。

- 一 第百九条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百九条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百十二条の規定による手続が終了した日
- ハ 第百九条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日
- 二 第百十三条第一項の認可を受けた日
- ニ 第百十八条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百十八条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百三十四条において準用する第百十二条の規定による手続が終了した日

ハ 第百十八条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日

- 二 第百三十一条第一項の認可を受けた日
- 三 第百三十六条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百三十六条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百四十三条において準用する第百十二条の規定による手続が終了した日
- ハ 第百三十六条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日

- 二 第百四十条第一項の認可を受けた日
- 第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記

(従たる事務所又は支店の所在地における登記)

第百五十六条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所又は支店が主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所又は支店の所在地において、従たる事務所又は支店の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 新設合併設立組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第百五十四条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

三 新設分割設立組合が第百九条第二項に規定する新設分割に際して従たる事務所を設けた場合 前条第一号に定める日から三週間以内

四 新設分割設立株式会社又は新設分割設立合同会社が第百十八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に際して支店を設けた場合 前条第二号又は第三号に定める日から三週間以内

五 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第百五十七条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記

所の管轄区域内にある場合を除く。）において
は三週間以内に移動の登記をし、新所在地
（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の
管轄区域内にある場合を除く。以下この条に
おいて同じ。）においては四週間以内に前条第
二項各号に掲げる事項を登記しなければなら
ない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄
する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務
所を移動したときは、新所在地においては、
同項第三号に掲げる事項を登記すれば足り
る。

（従たる事務所における変更の登記等）

第百五十八条 第百五十一条から第百五十五条
までに規定する場合には、これらの規定に規
定する日から三週間以内に、従たる事務所の
所在地においても、これらの規定に規定する
登記をしなければならない。ただし、第百五
十三条及び第百五十五条に規定する変更の登
記は、第百五十六条第二項各号に掲げる事項
に変更が生じた場合に限り、するものとする
る。

第四節 登記の嘱託

第百五十九条 会社法第九百三十七条第一項
（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、組
合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する
判決が確定した場合について準用する。この
場合において、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

2 会社法第九百三十七条第一項（第一号トに
係る部分に限る。）の規定は、総会の決議の不
存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに
係る請求を認容する判決が確定した場合につ

いて準用する。この場合において、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百三十七条第三項（第一号に係
る部分に限る。）及び第四項の規定は、組織変
更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が
確定した場合について準用する。この場合に
おいて、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

4 会社法第九百三十七条第三項（第二号又は
第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定
は、吸収合併の無効の訴え又は新設合併の無
効の訴えに係る請求を認容する判決が確定し
た場合について準用する。この場合におい
て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百三十七条第三項（第五号に係
る部分に限る。）及び第四項の規定は、第百九
条第二項に規定する新設分割、第百十八條第
二項に規定する新設分割又は第百三十六條第
二項に規定する新設分割の無効の訴えに係る
請求を認容する判決が確定した場合について
準用する。この場合において、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

6 主務大臣は、第百七十八條第二項の規定に
より組合の解散を命じたときは、遅滞なく、
解散の登記を嘱託しなければならない。

第五節 登記の手続等

（管轄登記所及び登記簿）
第百六十条 組合の登記については、その事務
所の所在地を管轄する法務局若しくは地方
務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張
所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、技術研究組合登記簿を備え

る。

（設立の登記の申請）

第百六十一条 組合の設立の登記は、組合を代
表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定
めがある場合を除き、定款及び代表権を有す
る者の資格を証する書面を添付しなければな
らない。

（変更の登記の申請）

第百六十二条 組合の事務所の新設若しくは移
転又は第百四十五条第二項各号に掲げる事項
の変更の登記の申請書には、事務所の新設若
しくは移転又は同項各号に掲げる事項の変更
を証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第百六十三条 第百五十条の規定による組合の
解散の登記の申請書には、解散の事由を証す
る書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第百六十四条 組合の清算終了の登記の申請書
には、清算人が第六十条において準用する会
社法第五百七条第三項の規定による決算報告
の承認があつたことを証する書面を添付しな
ければならない。

（吸収合併による変更の登記の申請）

第百六十五条 組合の吸収合併による変更の登
記の申請書には、第百四十五条第二項各号に
掲げる事項の変更を証する書面のほか、第九
十二条第二項及び第九十五条第二項の規定に
よる公告及び催告（第九十二条第三項又は第
九十五条第三項の規定により公告を官報のほ
か第百六条第五項の規定による定款の定め

従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法
によつてした組合にあつては、これらの方法
による公告）をしたこと並びに異議を述べた
債権者があるときは、当該債権者に対し、弁
済し、若しくは相当の担保を提供し、若しく
は当該債権者に弁済を受けさせることを目的
として相当の財産を信託したこと又は当該吸
収合併をしても当該債権者を害するおそれ
がないことを証する書面並びに吸収合併消滅組
合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所
があるものを除く。）の登記事項証明書を添付
しなければならない。

（新設合併による設立の登記の申請）

第百六十六条 組合の新設合併による設立の登
記の申請書には、第百六十一条第二項に定め
る書面のほか、第百三条第二項の規定による
公告及び催告（同条第三項の規定により公告
を官報のほか第百六条第五項の規定による定
款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げ
る公告方法によつてした組合にあつては、こ
れらの方法による公告）をしたこと並びに異
議を述べた債権者があるときは、当該債権者
に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供
し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせる
ことを目的として相当の財産を信託したこと
又は当該新設合併をしても当該債権者を害す
るおそれがないことを証する書面並びに新設
合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に主
たる事務所があるものを除く。）の登記事項証
明書を添付しなければならない。

（新設分割による設立の登記の申請）

第百六十七条 第百九条第二項に規定する新設

分割による設立の登記の申請書には、第六百六十一條第二項に定める書面のほか、第六百六十二條第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第六百六十五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第六百六十八條 商業登記法(昭和三十八年法律第六十二号)第二条から第五条まで、第七條から第十五条まで、第十七條から第二十三條の二まで、第二十四條(第十六號を除く。)、第二十五條から第二十七條まで、第四十五條、第四十八條から第五十三條まで、第七十一條第一項及び第三項、第七十九條、第八十二條から第八十四條まで、第八十七條、第八十八條並びに第三百二十二條から第四百八條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、第五十二條第一項及び第八十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは「技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四條第一号から第

十五号まで」と、同法第七十一條第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「技術研究組合法第五十九條」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(組織変更後株式会社登記の申請)

第六百六十九條 組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條及び第四十六條に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 組織変更後株式会社の取締役(組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面
- 五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四條第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 資本金の額が第六十六條の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 八 第六十四條第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第十六條第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、こ

れらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

- 九 第六十七條の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面
- イ 株式の引受けの申込みを証する書面
- ロ 金銭を出資の目的とするときは、第七十二條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
- ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
- (1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
- (2) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
- (3) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
- (4) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿
- 二 検査役の報告に関する裁判があつたと

2 商業登記法第七十六條及び第七十八條の規定は、第五百二十二條の会社法第九百十一條の登記について準用する。

(新設分割設立株式会社の登記の申請)

第七百七十条 新設分割設立株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八條及び第十九條に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 新設分割計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役(新設分割設立株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役)となる者が就任を承諾したことを証する書面
- 五 新設分割設立株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四條第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 資本金の額が第二百一十一條の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 八 組合の登記事項証明書、ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。
- 九 第三百三十四條において準用する第三百三十二條第二項の規定による公告及び催告(第三百三十四條において準用する第三百三十二條第三

項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 十 第二百二十二条の規定により新設分割に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面 イ 株式の引受けの申込みを証する書面 ロ 金銭を出資の目的とするときは、第二百二十七条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面 ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面 (1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類 (2) 第二百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面 (3) 第二百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類 (4) 第二百三十条において準用する会社法	第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿 二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本 2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五十五条の会社法第九十一条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (組織変更後合同会社の登記の申請) 第二百七十一条 組織変更後合同会社については、登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面並びに同法第一百八条において準用する同法第九十三条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一 組織変更計画書 二 定款 三 組合の総会の議事録 四 資本金の額が第八十四条の規定に従つて計上されたことを証する書面 五 第八十七条において準用する第六十四条第二項の規定による公告及び催告(第八十条七条において準用する第六十四条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは	は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 六 法人が組織変更後合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面 イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。 ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面 ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面 七 法人が組織変更後合同会社の業務を執行する社員(前号に規定する社員を除く。)となるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。 2 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第五百五十二条の会社法第九十四条の登記について準用する。 (新設分割設立合同会社の登記の申請) 第二百七十二条 新設分割設立合同会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一 新設分割計画書 二 定款 三 組合の総会の議事録 四 資本金の額が第三百三十九条の規定に従つて計上されたことを証する書面 五 組合の登記事項証明書。ただし、当該登	記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。 六 第四百三十三条において準用する第一百二十四条第二項の規定による公告及び催告(第四百三十三条において準用する第一百二十二条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 七 新設分割設立合同会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面 イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。 ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面 ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面 八 新設分割設立合同会社の業務を執行する社員(前号に規定する社員を除く。)が法人であるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。 2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五十五
--	---	---	--

条の会社法第九百十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 雑則

(不服の申出)

第七十三條 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

(検査の請求)

第七十四條 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第七十五條 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

(報告の徴収)

第七十六條 主務大臣は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の執行状況その他組合の一般的状況に関する報告であつて、組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴収することができる。

2 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務又は会計に必要の報告を徴収することができる。

(検査等)

第七十七條 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法令等の違反に対する処分)

第七十八條 主務大臣は、第七十六條第二項の規定により報告を徴し、又は第七十四

条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合が前項の命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第十一條を第十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第十九條 組合は、定款及び規約(以下この条において「定款等」という。)を各事務所に備置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。)における前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめる組合については、同項中の「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第十條第二項中「第八條第二項」を「第十三條第二項」に、「認可に」を「認可について」に改め、同条を第十七條とする。

第九條第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、及び(電子公告の中断)」を削り、「(電子公告調査等)」の規定を「を」の規定は、組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合について」に、「鉱工業技術研究組合法第九條第六項」を「技術研究組合法第十六條第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第三号中「(平成十七年法律第八十六号)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第九条を第十六条とする。

第八条の見出しを「組合の設立」に改め、同条第一項中「発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、」を「組合を設立するには、その組合員にならうとする二人以上の者(以下「設立時組合員」という。が、その全員の同意によつて)に、「必要な」を「主務省令で定める」に改め、「書面」の下に「を作成し、これら」を加え、同条第二項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、「行なう」を「行う」に、「実施しうる」を「実施し得る」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(成立の時期)

第十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の無効の訴え)

第十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定(第二十七條第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限定組合」という。にあつては、監査役に係る部分を除く。))は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。

第五章 管理

第七条の次に次の五条及び章名を加える。

(議決権及び選挙権)

第八条 組合員は、各々一個の議決権及び役員

の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七條第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第十六條第五項第三号を除き、以下同じ。により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができ。

(費用の賦課)

第九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課する

ことができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

ただし、定款で定めるところにより、将来賦課されるべき費用の納付に充ててることを約して組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

(使用料及び手数料)

第十条 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(自由脱退)

第十一条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終了の時に於いて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第十二条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 定款で定める組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

つた組合員

二 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 設立

第三條 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公共団体」の下に、「産業技術研究法人」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。であつて、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。

第三条第一項中「地方公共団体」の下に、「産業技術研究法人」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(産業技術研究法人の責務)

第五条の二 産業技術研究法人は、基本理念にのっとり、創造性のある研究及び開発の実施並びに研究及び開発における事業者との連携並びに研究及び開発の成果の事業者への移転に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 産業技術研究法人は、前項の研究及び開発の成果の事業者への移転に当たっては、成果の移転を受ける者の産業技術力を強化することの必要性及びその資力、当該成果を企業化する能力その他の事情を考慮しつつ、その成果の移転の対価について額の低廉化、金銭以外の財産での受領その他の柔軟な方法によることの必要性についても勘案し、行うよう努めるものとする。

第十一条及び第十二条中「試験研究機関」の下に、「産業技術研究法人」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

(国有的の特許権又は実用新案権の取扱い)

第十六条の二 国は、政令で定めるところにより、国有的の特許権又は実用新案権のうち、これらに係る特許発明又は登録実用新案が政令で定める期間以上継続して実施されていないものについて、その産業技術力の強化を支援することが特に必要な者として政令で定める者に對し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

第十七条第一項第四号中「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの」を「試験研究独立行政法人(独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)」に、「独立行政法人研

究者」を「試験研究独立行政法人研究者」に、「当該独立行政法人」を「当該試験研究独立行政法人」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号中「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人であつて、同法を「試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法」に、「ものをいう。以下この条において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うもの」を「ものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。)」に、「地方独立行政法人研究者」を「試験研究地方独立行政法人研究者」に、「当該地方独立行政法人」を「当該試験研究地方独立行政法人」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 その特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

第十七条第一項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特

許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

第十七条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 その特許発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

第十七条第二項第四号中「独立行政法人研究者」を「試験研究独立行政法人研究者」に、「当該独立行政法人」を「当該試験研究独立行政法人」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号中「地方独立行政法人研究者」を「試験研究地方独立行政法人研究者」に、「当該地方独立行政法人」を「当該試験研究地方独立行政法人」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

七 その発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

第十七条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

第十九条第一項に次の一号を加える。

四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であつて政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業活力再生特別措置法第二十四条の次に一条を加える改正規定並びに次条及び附則第十三条の規定 公布の日

二 附則第二十八条の規定 株式会社地域力再生機構法(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

(株式会社日本政策金融公庫法の特例に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における産業活力再生特別措置法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「認定事業者又はその関係事業者が認定計画」とあるのは「認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画又は認定経営資源融合計画」と、

「経営資源融合又は資源生産性革新」とあるのは「又は経営資源融合」と、「認定事業者又は関係事業者」とあるのは「認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者」とする。

(事業再構築計画に関する経過措置等)

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法以下「旧特別措置法」という。第五条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 旧特別措置法第八条第一項の認定共同事業再

編事業者に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 旧特別措置法第九条第一項又は第十三条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「新特別措置法」という。)第七条第一項又は第九条第一項の規定による認定の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧特別措置法第九条第一項又は第十三条第一項の認定を受けている者は、それぞれ新特別措置法第七条第一項又は第九条第一項の認定を受けているものとみなす。

5 旧特別措置法第十二条第一項の認定技術活用事業革新事業者に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

6 施行日から起算して三月を経過する日までの

間に新特別措置法の規定により提出する事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画及び資源生産性革新計画には、平成二十一年四月一日から施行日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができ

る。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術活用事業革新円滑化業務の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に行われている旧特別措置法第二十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(株式会社産業革新機構に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に産業革新機構という文字を使用している者については、新特別措置法第三十条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

技術研究組合法(以下「新研究組合法」という。)第二条第一項に規定する技術研究組合とみなす。

(設立中の旧研究組合に関する経過措置)

第七条 施行日前に創立総会の公告がされた場合におけるその創立総会の決議を要する旧研究組合の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、新研究組合法の定めるところによる。

2 前項の規定により設立された旧研究組合は、新研究組合法第二条第一項に規定する技術研究組合とみなす。

(理学会の議事録の閲覧又は謄写に関する経過措置)

第八条 旧研究組合の債権者が施行日前に行った旧研究組合法第十六条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三十六条の七第五項の規定に基づく請求については、なお従前の例による。

(合併に関する経過措置)

技術研究組合登記簿になるものとする。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧研究組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新研究組合法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新研究組合法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五項、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(見直し)

第十四条 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、新特別措置法第二章の二及び第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新特別措置法第二章の二及び第五章第二節の規定を除く。の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年以内に、新研

究組合法及び第三条の規定による改正後の産業技術力強化法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第五項中「平成二十一年四月一日」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。

四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画	特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者
五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画	特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定(特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡(同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この条において同じ。)を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 株式会社産業革新機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(力中)若しくは特別取締役とあるのは、「特別取締役若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三

十条の二十一第一項(登記の委員)とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定)

第十九条 施行日が株式会社地域力再生機構法の施行の日である場合には、前条中「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とあるのは「第八十四条の六」と、同法附則第七条中「第八十四条の六」とあるのは「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とする。

(中小企業基本法の一部改正)

第二十条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号の二(中)「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二十七項」に改め、同表第二百二十五号中「(貨物自動車運送事業法の特例)」の下に

「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特例)」を加え、「は当該許可と」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同表第三百三十九号中「(特例)又は」を「(特例)」に改め、「若しくは第二項の下に(貨物利用運送事業法の特例)又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項」を加え、「変更の認定又は」を「変更の認定」に、「は当該登録を」又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該登録」に、「又は第二項」を「若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の三第一項若しくは第二項」に、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定若しくは」に、「は当該許可」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第二十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号及び第十八條第一項第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

附則第八條の五の見出し中「改正前産業活力再生特別措置法」を「改正前産業活力再生特別措置法等」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第二十四條の業務

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正に伴う調整規定)

第二十三條 施行日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第十五條第一項第九号」とあるのは、「第十五條第一項第十号」とする。

(会社法の一部改正)

第二十四條 会社法(平成十七年法律第八十六号)

の一部を次のように改正する。

第九百四十三條第一号中「鉱工業技術研究組合法」を「技術研究組合法」に、「第九條第七項」を「第十六條第八項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百六十二條中「中小企業団体の組織に関する法律」を「並びに中小企業団体の組織に関する法律」に改め、「並びに鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十六條」及び「並びに鉱工業技術研究組合法第十六條」を削る。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前條の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」という。)第三百六十二條の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、刑に処せられたものとみなされた整備法第一條の規定による廃止前の中

間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定(整備法第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における整備法第一條の規定による廃止前の中間法人法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新研究組合法第二十四條(新研究組合法第六十條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

(産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七條 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

附則第三條第一項中「新産業活力再生特別措置法」を「第一條の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(以下「新産業活力再生特別措置法」という。)」に改める。

(株式会社地域力再生機構法の一部改正)

第二十八條 株式会社地域力再生機構法の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第六十二條の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「共同事

業再編計画の認定、同法第九条第一項の」を削り、「第十一條第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三條第一項の経営資源融合計画」を「第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九條の二第一項の中小企業承継事業再生計画」に改める。

第六十四條中「産業活力再生特別措置法第二條第十八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十五項」に改める。

審査報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月二十一日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を用する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年四月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十三條の二」に改める。

第一條中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護」に改める。

第十九條の十三の次に次の一條を加える。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九條の十三の二 製造業者等は、前條第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

第十九條の十四の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(表示に関する指示等)」を付し、同條第一項中「前條第一項」を「第十九條の十三第一項」に改め、同條第二項中「前條第三項」を「第十九條の十三第三項」に改める。

第十九條の十四の次に次の一條を加える。

第十九條の十四の二 前條の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章中第二十四條の前に次の一條を加える。

第二十三條の二 第十九條の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

投票者氏名

日程第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一九名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
一川 保夫君 犬塚 直史君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 尚子君 大石 正光君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
神本美恵子君 川台 孝典君

川上 義博君 川崎 稔君
木俣 佳丈君 喜納 昌吉君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
鈴木 陽悦君 田中 康夫君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷岡 郁子君
千葉 景子君 ズキン マルチ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 齋君 徳永 久志君
轟木 利治君 富岡由紀夫君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
内藤 正光君 直嶋 正行君
中谷 智司君 長浜 博行君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松岡 徹君

松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	神取 忍君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イッセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	椎名 一保君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君

南野知恵子君	長谷川大紋君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸山 和也君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森 まさこ君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
荒井 広幸君	糸数 慶子君
川田 龍平君	山東 昭子君
田中 直紀君	

反対者氏名

九名

亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
自見庄三郎君	長谷川憲正君
広田 一君	森田 高君
大江 康弘君	松下 新平君
渡辺 秀央君	

日程第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一五名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
一川 保夫君	犬塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳文君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君

佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
光シ マルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
長浜 博行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
広田 一君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松岡 徹君	松野 信夫君
円 より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君

森田 高君	柳澤 光美君	山根 隆治君	吉川 沙織君	運 舩君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	市川 一朗君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	島尻安伊子君	鈴木 政二君	関口 昌一君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中村 博彦君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君	林 芳正君	古川 俊治君
築瀬 進君	柳田 稔君	横峯 良郎君	米長 晴信君	愛知 治郎君	秋元 司君	有村 治子君	石井みどり君	磯崎 陽輔君	岩城 光英君	衛藤 晟一君	岡田 直樹君	荻原 健司君	神取 忍君	木村 仁君	岸 信夫君	小池 正勝君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	田村耕太郎君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	藤井 孝男君	牧野たかお君

反対者氏名

松田 岩夫君	松村 龍二君	丸山 和也君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山田 俊男君	山本 一太君	吉田 博美君	義家 弘介君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	谷合 正明君	浜田 昌良君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 博司君	鰐淵 洋子君	大江 康弘君	渡辺 秀央君	田中 直紀君
松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	西田 実仁君	弘友 和夫君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	荒井 広幸君	松下 新平君	山東 昭子君	

一四名

井上 哲士君	紙 智子君	大門美紀史君	山下 芳生君	福島みずほ君	又市 征治君	糸数 慶子君
市田 忠義君	小池 晃君	仁比 聡平君	近藤 正道君	瀨上 貞雄君	山内 徳信君	川田 龍平君

日程第三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二九名

足立 信也君	青木 愛君	家西 悟君	一川 保夫君	岩本 司君	梅村 聡君	小川 敏夫君	大石 尚子君	大河原雅子君	大久保潔重君	大塚 耕平君	加賀谷 健君	風間 直樹君	神本美恵子君	亀井 郁夫君	川上 義博君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	郡司 彰君	行田 邦子君	今野 東君	佐藤 泰介君	自見庄三郎君	島田智哉子君	主演 了君	鈴木 寛君	田中 康夫君	高嶋 良充君	武内 則男君
相原久美子君	浅尾慶一郎君	池口 修次君	犬塚 直史君	植松恵美子君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大石 正光君	大久保 勉君	大島九州男君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	亀井亜紀子君	川合 孝典君	川崎 稔君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 公治君	櫻井 充君	芝 博一君	下田 敦子君	榎葉賀津也君	鈴木 陽悦君	田名部匡省君	高橋 千秋君	谷 博之君

谷岡 郁子君	辻 泰弘君	徳永 久志君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	長浜 博行君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	姫井由美子君	平野 達男君	広田 一君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	藤本 祐司君	藤原 良信君	前川 清成君	牧山ひろえ君	松井 孝治君	松岡 徹君	円 より子君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	森田 高君	柳澤 光美君	山根 隆治君	吉川 沙織君	蓮 舩君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	
千葉 景子君	津田弥太郎君	外山 斎君	轟木 利治君	友近 聡朗君	内藤 正光君	中谷 智司君	西岡 武夫君	長谷川憲正君	林 久美子君	平田 健二君	平山 幸司君	広中和歌子君	藤末 健三君	藤谷 光信君	藤原 正司君	舟山 康江君	前田 武志君	増子 輝彦君	松浦 大悟君	松野 信夫君	水戸 将史君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	柳田 稔君	横峯 良郎君	米長 晴信君	愛知 治郎君	秋元 司君	有村 治子君	石井みどり君	磯崎 陽輔君

市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	神取 忍君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イッセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	椎名 一保君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	長谷川大紋君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸山 和也君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森 まさこ君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君

反対者氏名

○名

魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	荒井 広幸君
大江 康弘君	松下 新平君
渡辺 秀央君	糸数 慶子君
川田 龍平君	山東 昭子君
田中 直紀君	

防衛省改革・組織改編における文民統制の考
え方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十一年四月七日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

防衛省改革・組織改編における文民統制の
考え方に関する質問主意書
平成二十年十二月二十二日、防衛省は省改革・
組織改編のため、二十二年度における防衛省組
織改革に関する基本的考え方」をまとめた。

これによると組織改編の具体策としては、防衛
政策局を「文官と自衛官を混合させる組織」として
拡充すること、運用企画局を廃止して、自衛隊の
運用に関する権限を統合幕僚監部に集約するこ
と、現在、内局と陸・海・空自衛隊幕僚監部にま
たがっている防衛力整備部門を統合することなど
があげられている。

また、今年度(平成二十一年度)から実施予定と
される改革措置には、いわゆる「文官統制」の根拠
とされてきた防衛参事官制度の廃止や、これまで
法律上明記されていなかった「防衛会議」を、省内
基本方針の審議機関として位置づけること、政治
任用による防衛大臣補佐官の新設などがあり、今
後、防衛省設置法などの改正が予定されている。

しかしながら、文民統制(シビリアンコント
ロール)の基本的な議論がほとんど行われていな
いように見える。文民統制の基盤は民主主義な政
治統制つまり議会による統制である。例えば、自
衛官が自衛隊を辞めた翌日に防衛大臣になること
ができ、人事権も執行できるようになっている

が、同様に議院内閣制をとっているイギリスにお
いては、国防大臣は文民であり、選挙によつて選
出された議員のうちから任命され、またアメリカ
は大統領制であるが一九四九年の国家安全保障法
第二百二条において、過去十年以内に常備軍の将
校として現役にあつた者は国防長官に任命するこ
とはできないという規制を設けている。

このような文民統制をもつと根本から議論をす
べきだと考えるが、政府の見解はどうか。
右質問する。

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出防衛省改革・組織改
編における文民統制の考え方に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出防衛省改革・組
織改編における文民統制の考え方に関する
質問に対する答弁書

我が国の現行制度においては、国防に関する国
務を含め、国政の執行を担当する最高の責任者た
る内閣総理大臣及び国務大臣は、憲法上すべて文
民でなければならないこととされ、また、国防に
関する重要事項については内閣総理大臣を議長と
する安全保障会議に諮らなければならないことと
されており、さらに、国防組織たる自衛隊も法
律、予算等について国会の民主的コントロールの
下に置かれているなど、厳格な文民統制が確保さ
れているものと考えている。

また、内閣官房長官が開催する防衛省改革会議
は、「文民統制の徹底」を主要な検討事項として議
論し、その報告書においては、文民統制の徹底を
図るとの観点から防衛省の組織改革等に関する提
言が行われたところである。政府としては、今後
とも、文民統制の実効性が確保されるよう不断に
努力してまいりたいと考えている。

教科書検定手続きの透明化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月七日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

教科書検定手続きの透明化に関する質問主意書

沖縄戦の集団自決に関する高校日本史教科書の記述をめぐり、検定過程の不透明さが指摘されたことを受け、検定手続きの改善について審議していた教科用図書検定調査審議会は、平成二十年十二月二十五日付け報告において、①部会・小委員会の議事概要を検定終了後に公表、②検定結果に大きな影響を及ぼすとされる教科書調査官の氏名・略歴等を公表という改善策を示した。

しかしながら、この改善策は十分とは考えられないため、以下質問する。

一 右報告では、委員が自由に議論できる静かな環境を保つため、会議自体の公開は引き続き行わないことが適当とされているが、公共性が高い教科書の作成については情報を完全に公開すべきと考えるが、政府の見解を確認する。

二 実際の教科書作成に当たり教科書調査官による意見にどのようなものがあったかを少なくとも教科書執筆者に公開すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 教科書執筆者が教科書調査官に対して意見を申し立てる仕組みを教科書検定手続きに組み込

むべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出教科書検定手続きの透明化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出教科書検定手続きの透明化に関する質問に対する答弁書

一について

昨年十二月二十五日に教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という)が文部科学大臣に対して提出した報告(以下「報告」という)においては、教科用図書検定手続きの透明性の一層の向上を図るため、審議会の部会や小委員会の議事概要を作成して検定審査終了後に公表することとされているが、一方で、外部からの圧力がなく静ひつな環境の下、委員が自らの識見に基づいて調査審議を行い、自由闊達な議論を通して合意形成が図られることが重要であるため、個々の意見のやり取りの公表や会議自体の公開については、行わないことが適当であるとされている。文部科学省としては、報告に沿って、適切に対応する必要があると考えている。

二について

教科書調査官が作成する調査意見については、本年三月に教科用図書検定規則(平成元年

文部省令第二十号)の一部を改正し、平成二十一年度以降の申請に係る調査意見を公開することとしたところである。

三について

教科用図書の申請者による検定意見に対する意見の申立てについては、既に教科用図書検定規則第九条において規定されており、文部科学省としては、検定意見の原案である教科書調査官が作成する調査意見に対して、申請者が意見を申し立てる仕組みを設ける必要があるとは考えていない。

我が国の教科書の充実に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月七日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

我が国の教科書の充実に関する質問主意書
教科書の記述内容について調査審議を行っていた教育再生懇談会は平成二十年十二月十八日、第二次報告をとりまとめた。

本報告においては、教科書を質量の両面で格段に充実させるため、①中身の充実に見合うページ数の増加(国語、理科、英語は二倍増を目指す)、②発展・補充学習に関する分量の上限(小・中学校一割、高校二割)の撤廃、③教科書予算の充実等の条件整備を提言している。

また、平成二十年十二月二十五日の「教科用図書検定調査審議会報告」においても同様に質量両面の充実が掲げられた。文部科学省は平成二十一

年度の検定からこれらの提言を反映させていくとしているが、教科書の充実にについて、以下質問する。

一 教科書は教育の範囲やレベルを決める非常に重要なものであるが、国際的な比較分析をきちんと行っているのか。行っていないとすれば行うべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 利用者である生徒や学生の理解のしやすさや興味について科学的な分析を行っているのか。

三 OECDによる学習到達度調査が二〇〇〇年からこれまでに三回行われたが、回を追うごとに我が国の順位は低下している。このOECDの調査について、政府はどのような見解を持っているのか、示されたい。また、OECDの調査は本年も行われる見込みであるが、前回からの三年の間に行った具体的な改善策はあるか。その成果として今回の調査結果がどのように変わってくるかと推測しているか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出我が国の教科書の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出我が国の教科書の充実に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、平成十九年度に日本と

デンマークにおける国語の教科用図書の比較分析を行うなど、従来から民間団体等とも連携しつつ、諸外国の教科用図書に関する調査研究を進めているところであり、今後必要に応じ、教科用図書の国際的な比較分析のための取組を進めてまいりたいと考えている。

二について

文部科学省においては、平成十八年度及び平成十九年度に、小学校の国語及び算数の教科用図書について、分かりやすさ、使い勝手の良さ等の観点から、児童に日常的に接している教員及び保護者に対するアンケートを実施し、その結果を分析するなどしたところであり、平成二十一年度においても、中学校の数学及び理科の教科用図書について、発展的な学習内容や補充的な学習内容の効果的な提示方法等について調査研究を行うこととしている。

三について

経済協力開発機構(以下「OECD」という。)による「生徒の学習到達度調査」(以下「PISA調査」という。)の結果では、我が国の生徒は、「読解力」に関しては、二千年と二千年との比較では平均得点が低下したほか、二千年及び二千年ではいずれにおいてもOECD加盟国の平均と同程度であり、「数学的リテラシー」に関しては、国際的に上位に位置しているが、二千年と二千年との比較では平均得点が多少低下していることから、これらの分野において、知識・技能を実際の場面で活用する力に課題が見られた。「科学的リテラシー」に関しては、国際的に上位に位置しているが、科学への興味及び関心等に課題が見られた。

文部科学省としては、こうしたPISA調査

の結果等を踏まえ、小中学校における少人数指導、読書活動等の推進を図るとともに、平成十九年からは全国学力・学習状況調査を実施し、その結果の活用を推進している。また、言語活動及び理数教育の充実等を内容とする小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)及び中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)を平成二十年三月に公示し、本年四月から一部を先行実施している。文部科学省としては、これらの施策等を着実に推進することにより、PISA調査の結果において見られた課題に適切に対応し、児童生徒に確かな学力を身につけてまいりたい。

雇用保険の受給期間の延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

雇用保険の受給期間の延長に関する質問主意書

現在、雇用保険の受給期間は原則として、離職した日の翌日から一年間(所定給付日数三百三十日の方は一年と三十日、三百六十日の方は一年と六十日)であるが、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により継続して三十日以上働くことができなくなったときは、その働くことができなくなった日数だけ、受給期間を延長すること

とができることとなっている。ただし、延長できる期間は最長で三年間となっている。

現在のように経済の大きな後退が進んでいる中、一年間で次の職を見つけることは非常に困難が伴うと考えられることから、雇用保険の受給期間の延長について検討を行うべきではないか。これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出雇用保険の受給期間の延長に関する質問に対する答弁書

雇用保険の基本手当の所定給付日数及び受給期間については、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、暫定的に、公共職業安定所長が年齢や地域等を踏まえて就職が困難であると認めた受給資格者については延長するものとしたところである。当該日数及び期間は、求職活動を支援し、再就職を促進するという当該手当の目的に照らして適当であると考えている。

年金の相談窓口の強化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

年金の相談窓口の強化に関する質問主意書
現在、社会保険庁において「ねんきん定期便専用ダイヤル」を整備し、年金に関する問い合わせを受け付けているが、電話をかけても混雑して通じず、その結果、通知が遅れて年金の受け取りの遅延や減額が発生しているとの苦情を聞いている。

このような状況をふまえ、以下質問する。
一 ねんきん定期便専用ダイヤルの現状の運用体制と混雑状況はどのようなになっているか。また、政府は混雑の対応としてどのようなことを行うよう指示しているか、示されたい。

二 特に電話窓口に関しては受付時間が毎週月曜日から金曜日の午前九時から午後八時及び毎月第二土曜日の午前九時から午後五時となっているが、民間など外部の力を活用するなどして、祝祭日にも窓口をあけるべきだと考える。これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出年金の相談窓口の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出年金の相談窓口の強化に関する質問に対する答弁書

一について
「ねんきん定期便専用ダイヤル」による電話相談業務(以下「電話相談業務」という。)は、本年四月一日から実施しているところであるが、その体制については、ねんきん特別便に係る電話照会件数などを勘案し、コールセンターに五百席を確保しているところである。コールセンターの応答率は、最近では、同月十三日が八十七・三パーセント、同月十四日が八十七・三パーセントとなっており、必ずしも混雑している状況にはないと認識している。社会保険庁としては、今後とも被保険者等からの電話相談に対し、適切に対応してまいりたい。

二について
電話相談業務については、既に外部委託により実施しているところである。また、「ねんきん定期便」を分散して発送し、電話相談が特定の時期に集中しないようにしており、現在のところ祝祭日に電話相談業務を実施する必要はないものと考えている。

深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年四月十日
参議院議長 江田 五月殿
福島みずほ

深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問主意書

未曾有の雇用危機に直面する今日、働く者の生活と権利の保障を担う労働行政はきわめて重要となっており、労働法令を整備するとともに、都道府県労働局をはじめとした行政組織を拡充し、労働行政がその役割を十全に発揮することが求められている。このような中、地方分権改革推進委員会の「第二次勧告」(昨年十二月八日)は、都道府県労働局の廃止、ブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨を明らかにしたが、現在の都道府県労働局が労働分野の諸施策の実施に如何なる役割を果たしているか、また、ブロック機関化が労働者の諸権利に如何なる影響を及ぼすのか等について、広く国民の前に明らかにし、その可否を慎重に検討することが重要である。

そこで、以下質問する。
一 すべての行政分野でナショナル・ミニマムの目標水準を達成し、これを維持していくことは、国の重要な役割の一つであるが、深刻な雇用情勢の下で、国民の勤労権の保障や労働基準の確保等に向けた国の果たすべき責任をどのように考えるか。

二 都道府県労働局に置かれた雇用均等室に寄せられた相談件数及び法令違反に対する指導件数の推移(過去三年間)を明らかにされたい。また、都道府県労働局を廃止し、ブロック機関化することは、例えば青森県に居住する女性労働者が宮城県に所在する労働局に赴く必要が生じるようになるなど、利用者の利便性を大きく損なうとともに、現行の法令で定められた都道府県労働局長の権限行使を困難にし、女性労働者

や家庭責任を有する労働者の権利保障の実効性を損なうことにならないか。

三 都道府県労働局に置かれた需給調整事業部門に寄せられた派遣労働者等からの相談件数及び法令違反に対する指導件数の推移(過去三年間)を明らかにされたい。また、都道府県労働局を廃止し、ブロック機関化することは、利用者の利便性を大きく損なうとともに、現行の法令で定められた都道府県労働局長の権限行使を困難にし、派遣労働者をはじめとする多くの不安定雇用労働者の権利保障の実効性を損なうことにならないか。

四 都道府県労働局に置かれた企画室に寄せられた労働相談件数、都道府県労働局長による助言・指導件数及び紛争調整委員会によるあっせん件数の推移(過去三年間)を明らかにされたい。また、都道府県労働局を廃止し、ブロック機関化することは、相談者等の利便性を大きく損なうとともに、現行の法令で定められた都道府県労働局長の権限行使を困難にし、個別労働紛争を抱える多くの労働者の権利保障の実効性を損なうことにならないか。

五 都道府県労働局を廃止し、ブロック機関化することによって、国民の利便性を高め、かつ労働者の権利救済に資する事務を一つ以上挙げることができるか。できるとすれば、その事務を具体的に明らかにされたい。

平成二十一年四月二十一日
参議院議長 江田 五月殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員福島みずほ君提出深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出深刻な雇用情勢下における都道府県労働局の廃止等に関する質問に対する答弁書

一について

職業紹介事業や雇用保険事業等により雇用の安定の確保を図り、国民の勤労の権利の保障をしていくことや、労働基準監督機関による事業所等に対する監督指導を通じ、労働基準関係法令の遵守を図っていくことは、国としての重要な責務であると認識しており、今後とも、これらの施策を着実に実施してまいりたい。

二から五までについて

お尋ねの都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談件数は、平成十七年度が九万三千五十七件、平成十八年度が七万八千五百八十五件、平成十九年度が八万九千九百三十八件である。また、お尋ねの法令違反に対する指導件数は、平成十七年度が四万二千四百六十六件、平成十八年度が五万九千九百二十三件、平成十九年度が六万五千二百三十三件である。

お尋ねの派遣労働者等からの相談件数は把握していないが、労働者派遣事業に係る法令違反に対する事業者ごとの指導監督件数は、平成十七年度が六千六十八件、平成十八年度が九千七百七十六件、平成十九年度が一万百六十三件である。このうち、文書による指導実施件数は、平成十七年度が三千六百二十件、平成十八年度

が六千二百八十一件、平成十九年度が六千五百二十四件である。

お尋ねの「都道府県労働局に置かれた企画室に寄せられた労働相談件数」については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)に基づいて都道府県労働局長が行った総合労働相談の件数としては、平成十七年度が九十万七千八百六十九件、平成十八年度が九十四万六千二百二件、平成十九年度が九十九万七千二百三十七件である。また、都道府県労働局長に対する助言・指導申出の件数は平成十七年度が六千三百六十九件、平成十八年度が五千七百六十一件、平成十九年度が六千六百五十二件であり、都道府県労働局長によるあつせん申請の受理件数は平成十七年度が六千八百八十八件、平成十八年度が六千九百二十四件、平成十九年度が七千四百四十六件である。

また、政府としては、都道府県労働局の組織については、出先機関改革に係る工程表(平成二十一年三月二十四日地方分権改革推進本部決定)に基づき、地方分権改革推進委員会第二次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、平成二十一年中を目途に策定することとしている改革大綱に盛り込むこととしているが、その際には、国民が総合労働相談等を利用する際の利便性や労働者の権利保障・権利救済の実効性などの観点から、都道府県労働局の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保してまいりたいと考えている。

インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十三日

参議院議長 江田 五月殿 柳澤 光美

インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問主意書
昨年からの米国発の金融危機に端を発した世界同時不況は、我が国経済にも深刻な影響を及ぼし、製造業をはじめとする国内産業は大きな打撃を受けている。倒産件数の急増、新規事業の延期・凍結、非正規労働者の雇い止めや新規採用の内定取り消しなどがいたるところで起き、雇用情勢のさらなる悪化も懸念される。

このような我が国の危機的な状況下においては、経済の活性化、景気回復のために何にも増して雇用の安定が求められる。また、各企業においても当該労使が十分に協議を行い、労使の英知により難局を乗り切ることが重要である。

しかしながら昨今、上場企業等において労働組合からの会社合理化策に係る事前労使協議の申し入れに対して、インサイダー取引規制に抵触するとの理由により、情報開示や労使協議を拒否する企業が増えていると聞く。

このことが事実だとすれば、日本企業の強みでもある労使の協力関係にも影響を及ぼしかねない由々しき事態であると考えます。

そこで、以下のとおり質問する。

一 労働組合からの事前協議の申し入れに対し

て、「インサイダー取引規制に抵触する恐れがある」ということを持ちだし、人員削減計画、事業場閉鎖など労働者に大きく影響を及ぼす重要案件においても、その必要性と改善効果を示す資料の提供はおろか、事前の労使協議を拒否する企業が増えていると感じるが、政府としてどのように把握しているか示されたい。

二 労働組合に対する情報(合理化を必要とする会社の財務状況を示す資料、合理化により改善が見込まれるとの財務資料を含む)開示、事前協議の申し入れだけをもって、「金融商品取引法」に違反するとは到底考えられないが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員柳澤光美君提出インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柳澤光美君提出インサイダー取引回避を理由とする使用者の事前労使協議の拒否に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような理由により、労使間の協議又は御指摘のような資料の提供を拒否する使用者が増えているかどうかについては、把握していません。

二について

御指摘のような情報開示又は労使間の協議の

申入れのみをもって、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二十第三号に規定する罪の構成要件又は同法第百七十五条第一項に規定する課徴金納付命令の要件に該当することはない。

米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十三日

参議院議長 江田 五月殿 井上 哲士

米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問主意書

米海軍は、本年一月五日から五月までの予定で、米横須賀海軍施設(以下「横須賀基地」という。)において、昨年九月、わが国に配備した原子力空母「ジョージ・ワシントン」のメンテナンス作業を行っている。この作業には、米国内で二ミッツ級原子力空母の大規模メンテナンス能力をもつ「ビュージエット・サウンド・シップ・ヤード」(ビュージエットサウンド海軍造船所)から五百五十人もの労働者が軍属として入国し、任務に就いている。「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」(二〇〇六年四月十七日、以下「ファクトシート」という。)は、「一九六四年のエード・メモワールで表明された燃料交換及び修理に関する合衆国のコミットメントは、引き続き完全に堅持される。燃料交換及び原子力の修理

は、外国では行われない。」としているが、この「約束」が履行されているのか、四箇月にもわたる「メンテナン作業」において、いったい何が行われているのか、「ジョージ・ワシントン」の母港化により、横須賀が米海軍の恒常的な放射能基地となるのではないかと、市民の不安は大きい。以下、質問する。

一 米原子力空母「ジョージ・ワシントン」のメンテナン作業の内容について

「海軍原子力推進機関プログラム」は、マスコミの質問状に対し、ピュージェットサウンド海軍造船所から来た五百五十人の米作業員の作業内容について、「(原子力推進機関の)一次系、二次系の両方のプラントに関連する部品やシステムに関するもの」などの回答をしたとの報道がある(朝日新聞二〇〇九年三月三十日等)。

1 三月二十四日の参議院外交防衛委員会での質問に対し、梅本和義北米局長は「アメリカ側から累次説明を得ておりますのは、放射能管理を必要とする作業というものはやらないんだということ」と答弁している。この「放射能管理を必要とする作業」とは、具体的にどのような作業を指すのか。定義を明らかにされたい。

2 原子炉に直結する一次冷却系設備も含む作業を行ったのであれば、「放射能管理を必要とする作業」を実施したということではないか。そうでないのであれば、その理由を具体的に説明されたい。

3 「ファクトシート」は、「第三の防護壁は、原子炉格納容器である。これは、設計され建造された高強度の構造物であり、その内部に

全体が完全に溶接された一次系及び原子炉が位置する。」としている。一次冷却系設備を含む作業を行ったのであれば、当然、作業は原子炉格納容器に立ち入った作業を含むと理解してよいのか。

4 一九六四年の「エード・メモワール」は、「通常の原子力潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理を日本国又はその領海内において行うことは考えられていない。」とした上で、それに続いて「放射能にさらされた物質は、通常、外国の港にある間は、通常の原子力潜水艦から搬出されることはない。例外的な事情の場合においても、それは、危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手続きに従い行われる。」とされている。「例外的な事情の下で」とは、どのような状況や事態を想定しているのか。また「放射能にさらされた物質」とは一次冷却水も含まれるのか。またその際には、わが国への通知・通告はどのような形で行われるのか。

5 横須賀市長は、二〇〇九年三月二日の市議会において「ピュージェットサウンド海軍造船所からの米作業員は(米軍属として)地位協定に基づき入国し、市内外のホテルに宿泊していると聞いている」と答弁している。「米軍属」として入国したのは事実か。入国時期、人数、入国ルートについて、明らかにされたか。

6 横須賀基地内で作業を行ったこれらの米作業員が、作業期間中、基地外に出て生活することもあったと思われるが、これら作業員へ

の放射能チェックはどのように行われたのか。

7 今回の「ジョージ・ワシントン」のメンテナン作業の終了日時はいつか。

8 米海軍は、「ジョージ・ワシントン」のメンテナン作業を今後も横須賀基地において実施するとしているのか。また、外務省は同様のメンテナン作業が必要となる頻度又は周期について、どのように承知しているか。

9 三月二十四日の参議院外交防衛委員会において、「ジョージ・ワシントン」のメンテナン作業について米側に情報提供を求めるべきとたまたした質問に対し、中曽根弘文外務大臣は、「更なる情報提供を求めると、そういう考えはございません」と答弁した。その後、前述のとおり、メンテナン作業の内容に関しては、新たな事実も報道されているが、外務省は今後いっさい、情報の照会をしないのか。首都圏三千万人の安全を鑑みれば、更なる照会を行い公表すべきと考えるが、改めて政府の見解を示されたい。

二 「固形廃棄物」の搬出について

日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」が、在日米軍司令部から得た回答で「ジョージ・ワシントン」のメンテナン作業中に出た低レベル放射能廃棄物(約一トン)が横須賀基地から三月二十八日に米国向けに搬出された事実が確認された。参議院外交防衛委員会の委員派遣視察の際にも、在日米海軍のケリー司令官は、「固形廃棄物」の中身は「放射能を帯びた布きれやプラスチックなど」であると答えている。

1 外務省はこの搬出について、米側から事前

通知を受けていたか。受けていたとすれば、その通知は、いつ、どのように受けたのか。また、日米間に事前通知のとりきめはあるか。

2 外務省は搬出された内容物が放射性廃棄物であるということを承知していたのか。

3 この「固形廃棄物」約一トンは、一月に入港した「ジョージ・ワシントン」から出されたものに間違いはないか。

4 外務省発行の国民向けパンフレット「米海軍の原子力艦の安全性」では「固形廃棄物も適切に密封された上で米国内で処理されます」としているが、布きれやプラスチックシートで約一トンというと、総体積も大きい。横須賀基地内のどの施設で作業が行われ、どのような形で管理・保管され、どのように搬出されたのか。

5 一九六四年の「エード・メモワール」の外交合意「覚書」では、「固形廃棄物は、承認された手続きに従い、通常の原子力潜水艦によって合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に運ばれたのち、梱包され、かつ、合衆国内に埋められる。」とされている。一九六四年以降、米原子力艦船から出された「固形廃棄物」をわが国提供区域内で「適切に密封して搬出した」事実はあるか。あるとするならば、その日時、基地名、搬出の原因となった原子力艦船名を明らかにされたい。

6 今回の「固形廃棄物」の搬出は、一の4における、一九六四年の「エード・メモワール」の引用部分に該当する措置であるか。であるなら、今回の搬出は「例外的な事情の下」での搬

出作業ということか。

7 三月二十八日の「固形廃棄物」の搬出に続く、搬出の予定及び実績はあるか。

8 「ファクトシート」は、「固形廃棄物」について、原子力空母に限らず、他の米原子力艦船からの「固形廃棄物」の処理についても、わが国の提供施設・区域内において「適切に密封され」「米国内で処理するために搬出され」としたものであるか、見解を示されたい。

三 「C I F」と呼ばれる施設について

米太平洋軍のキーティング司令官は、二〇〇九年三月十九日、米下院歳出委員会・軍事建設小委員会公聴会において、米海軍の「原子力空母の恒常的な駐留」に不可欠とされる「C I F」(Controlled Industrial Facility)と呼ばれる施設が日本国内にあるとの証言を行っている。「C I F」については、米海軍施設本部(N A V F A C)の一九九八年十一月三日付文書、「暫定技術指針—ニミッツ級空母に関する母港施設基準」が、「母港から合理的な距離の範囲内において利用可能であるべき施設」の一つに挙げ、「Controlled Industrial Facility(C I F)」、もしくは「放射能作業施設は、海軍の原子力推進装置に関連した放射能管理された装置及び部品の検査、改修ならびに修理のために使われる。また施設は、放射能管理された液体及び固形物の廃棄に関する処理、再利用及び梱包のための施設ならびに設備を提供する。施設には、管理及びその他の支援機能のための放射能管理されないスペースが含まれる。」と説明している。

1 外務省は、「C I F」と呼ばれるこの施設は日本国内のどこにあり、どのような施設であるかと承知しているか。

2 この「C I F」は、「放射能管理を必要とする」作業を行う施設ではないのか。この施設の有無、その場所、設備概要、人員について明らかにされたい。

3 「USS GEORGE WASHINGTON(CV N 73) Information」は、「米海軍原子力推進機関プログラム」の駐日代表として、ジョー・ギスト博士が横須賀に駐在していると発表している。同・駐日代表の横須賀就任はいつであるか。どこに駐在するのか。

4 「USS GEORGE WASHINGTON(CV N 73) Information」は、「米海軍原子力推進機関プログラム」の代表は、原子力艦船の母港となっているすべての造船所と管理施設に配置するとしている。横須賀基地を放射能作業を行う基地とするということか、見解を示されたい。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員井上哲士君提出米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出米原子力空母ジョージ・ワシントンのメンテナンス作業に関する質問に対する答弁書

空母ジョージ・ワシントンについて現在行わ

れている作業に関し、米政府から、当該作業は、平成十八年四月十七日にシーファー駐日米大使(当時)から麻生外務大臣(当時)に対して手交された、米国の海軍(以下「米海軍」という。)の原子力推進型の軍艦(以下「原子力軍艦」という。)の安全性に関する事項が記載された文書(以下「ファクトシート」という。)で示されている、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する方針をすべて堅持し厳格に実施するとの米政府の従来からの方針の範囲内で行われているとの説明を受けており、燃料交換及び原子炉の修理のような放射能管理を必要とする作業は我が国国内において行われないと承知している。政府としては、当該作業はあくまでも日常的な維持管理の作業であると承知しており、その逐一について承知する立場にない。また、当該作業に従事した関係者の詳細については承知していない。

また、お尋ねの昭和三十九年八月十七日のエード・メモワールにおける「例外的な事情の下で」の具体的な状況及び事態等内容については、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、そのような例外的な事情の下における対応も含め、一概にお答えすることは困難である。

二について

政府として、空母ジョージ・ワシントンについて現在行われている作業に関し、その逐一については承知していないが、米政府からは、事前に外交ルートを通じ、空母ジョージ・ワシントンから他の船舶にコンテナを移す旨の連絡を受けているが、やり取りの詳細については、

相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えた。その際、米政府からは、今回の作業は、ファクトシートで示されている、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する方針をすべて堅持し厳格に実施するとの米政府の従来からの方針の範囲内で行われているとの説明を受けている。ファクトシートにおいては、米海軍の原子力軍艦に関し、固形廃棄物は適切に包装された上で、米国の沿岸の施設又は専用の施設船に移送され、承認された手続に従い米国内で処理される旨示されている。

三について

空母ジョージ・ワシントンについて現在行われている作業に関し、その逐一については承知していないが、お尋ねの「C I F」と呼ばれる施設については、我が国国内に存在しないと承知している。米政府からは、当該作業については、ファクトシートで示されている、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する方針をすべて堅持し厳格に実施するとの米政府の従来からの方針の範囲内で行われているとの説明を受けており、また、我が国における米海軍の使用する施設及び区域において放射能の管理が必要となるような作業のための施設が建設されることはないと説明を受けている。なお、政府としては、お尋ねの者について、その詳細を承知していない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 三三〇円
本号一部 三四五円